

(平 13. 4. 17)
(総 12 — 3)

平 成 1 3 年 度

税制改正関係法律案要綱等

(第 150 回 ・ 第 151 回 国 会)

目 次

一 税制改正に関する法律案要綱等

(一) 国税関係

1. 法律案要綱

(1) 法人税法等の一部を改正する法律案要綱 [平13.2.6 閣議決定]	1
--	---

(2) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案要綱 [平13.2.6 閣議決定]	15
---	----

2. 政令案要綱

(1) 法人税法施行令の一部を改正する政令案要綱 [平13.3.28 閣議決定]	42
---	----

(2) 所得税法施行令の一部を改正する政令案要綱 [平13.3.28 閣議決定]	49
---	----

(3) 相続税法施行令の一部を改正する政令案要綱 [平13.3.28 閣議決定]	51
---	----

(4) 地価税法施行令の一部を改正する政令案要綱 [平13.3.28 閣議決定]	52
---	----

(5) 消費税法施行令の一部を改正する政令案要綱 [平13.3.28 閣議決定]	53
---	----

(6) 国税通則法施行令の一部を改正する政令案要綱 [平13.3.28 閣議決定]	54
--	----

(7) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱 [平13.3.28 閣議決定]	55
--	----

(8) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱 [平13.3.28 閣議決定]	64
--	----

3. 附帯決議

(1) 法人税法等の一部を改正する法律案」及び「租税特別 措置法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議 [平13.3.2 衆議院財務金融委員会]	65
--	----

(2) 法人税法等の一部を改正する法律案」及び「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議 [平 13 . 3 . 27 参議院財政・金融委員会]	66
(二) 地方税関係	
1 . 法律案要綱	
地方税法等の一部を改正する法律案要綱 [平 13 . 2 . 13 閣議決定]	67
2 . 政令案要綱	
地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法 施行令の一部を改正する政令案要綱 [平 13 . 3 . 27 閣議決定]	92
3 . 附帯決議	
(1) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 [平 13 . 3 . 2 衆議院総務委員会]	105
(2) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 [平 13 . 3 . 27 参議院総務委員会]	106
(三) その他	
1 . 法律案要綱	
税理士法の一部を改正する法律案要綱 [平 13 . 3 . 9 閣議決定]	107
2 . 附帯決議	
税理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 [平 13 . 4 . 10 参議院財政・金融委員会]	112
(参考)	
1 . 租税特別措置法の一部を改正する法律案要綱 [平 12 . 10 . 24 衆議院大蔵委員会]	113
2 . 酒税法の一部を改正する法律案要綱 [平 12 . 11 . 10 衆議院大蔵委員会]	114
3 . 平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得 税及び法人税の臨時特例に関する法律案要綱 [平 13 . 2 . 8 衆議院財務金融委員会]	115

4 . 平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得
税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令案要綱

[平13.2.16 閣議決定] 116

二 税制改正関係法律案等の審議経過

(一) [第151回国会(通常国会)] 117

(二) [第150回国会(臨時国会)] 118

一 税制改正に関する法律案要綱等

(一) 国税関係

1. 法律案要綱

(1) 法人税法等の一部を改正する法律案要綱

[平成13.2.6 閣議決定]

企業の合併・分割等の組織再編成による資産の移転等について、その実態に応じた税制を整備するほか、所要の改正を行うため、次により法人税法等の一部を改正することとする。

一 法人税法の一部改正(第1条関係)・所得税法の一部改正(第2条関係)・相続税法の一部改正(第3条関係)・国税徴収法の一部改正(第4条関係)・地価税法の一部改正(第11条関係)

1 企業組織再編成

(1) 法人における課税の取扱い

移転資産等の譲渡損益の取扱い

法人が、合併、分割、現物出資又は事後設立(以下「組織再編成」という。)によりその有する資産等を移転した場合において、当該組織再編成が下記イの適格組織再編成に該当するときは、下記ロ(□)のとおり、その譲渡損益を繰り延べることとする。(法人税法第2条、第62条、第62条の2、第62条の3、第62条の4、第62条の5、旧法人税法第51条、第111条～第117条関係)

イ 適格組織再編成

(イ) 適格合併とは、次のいずれかに該当する合併で被合併法人の株主に合併法人の株式以外の資産が交付されないものをいう。

(i) 被合併法人と合併法人(新設合併の場合には、被合併法人と他の被合併法人。()及び()において同じ。)との間に100分の100の持分関係がある場合の合併

(ii) 被合併法人と合併法人との間に100分の50超 100分の100未満の持分関係がある場合の合併のうち、次の要件のすべてに該当するも

の

(a) 被合併法人の従業者のおおむね 100分の80以上が合併法人の業務に従事することが見込まれていること。

(b) 被合併法人の主要な事業が合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。

(iii) 被合併法人と合併法人とが共同で事業を行うための合併で、一定の要件に該当するもの

(ロ) 適格分割とは、次のいずれかに該当する分割（分割型分割にあっては分割法人の株主に分割承継法人の株式以外の資産が交付されず、かつ、その株式が持株割合に応じて交付されるものに、分社型分割にあっては分割法人に分割承継法人の株式以外の資産が交付されないものに限る。）をいう。

(i) 分割法人と分割承継法人との間に100分の100の持分関係がある場合の分割

(ii) 分割法人と分割承継法人との間に100分の50超 100分の100未満の持分関係がある場合の分割のうち、次の要件のすべてに該当するもの

(a) 分割法人の分割事業に係る主要な資産及び負債が分割承継法人に引き継がれていること。

(b) 分割法人の分割事業の従業者のおおむね 100分の80以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。

(c) 分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること。

(iii) 分割法人と分割承継法人とが共同で事業を行うための分割で、一定の要件に該当するもの

(ハ) 適格現物出資とは、上記(ロ)の適格分割のうち分社型分割に係る要件に準ずる要件に該当する現物出資をいう。

(ニ) 適格事後設立とは、事後設立法人が被事後設立法人の発行済株式の全部を保有していることその他の要件に該当する事後設立をいう。

ロ 移転資産等の譲渡損益の取扱い

(イ) 合併又は分割による資産等の移転は、時価による資産等の譲渡とし、その譲渡利益額又は譲渡損失額は、合併及び分割型分割にあつてはその前日の属する事業年度（それぞれ最後事業年度、分割事業年度という。以下同じ。）、分社型分割にあつてはその日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

これに伴い、合併の場合の清算所得に対する法人税は廃止する。

(ロ) 適格組織再編成により移転した資産等に係る譲渡損益の取扱いは、次によることとする。

(i) 適格合併又は適格分割型分割による資産等の移転は、最後事業年度又は分割事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎとする。

(ii) 適格分社型分割又は適格現物出資による資産等の移転は、当該適格分社型分割等の直前の帳簿価額による譲渡とする。

これに伴い、特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮記帳制度は廃止する。

(iii) 適格事後設立による資産等の移転の場合には、これにより生じた譲渡益相当額の帳簿価額修正損を損金の額に算入し、譲渡損相当額の帳簿価額修正益を益金の額に算入する。この場合、事後設立法人は、被事後設立法人の株式の帳簿価額に当該修正益を加算し、当該修正損を減算する。

資本の部の金額の取扱い

適格合併及び適格分割型分割においては、利益積立金額の引継ぎを行うこととするほか、資本若しくは出資の減少、利益若しくは準備金の資本への組入れ、株式の消却等が行われた場合における資本積立金額及び利益積立金額の取扱いを整備することとする。（法人税法第2条関係）

みなし事業年度

事業年度の中途において、合併により解散をした場合にはその事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間を、その法人が分割法人となる分割で分社型分割以外の分割を行った場合にはその事業年度開始の日から分割の日の前日までの期間及び分割の日からその事業年度の末日までの期間を、それぞれ一の事業年度とみなすこととする。（法人税法第14条関係）

(2) 株主における課税の取扱い

株式の譲渡損益の取扱い

(イ) 合併により被合併法人の株主が合併法人の株式のみの交付を受けた場合には、旧株（被合併法人の株式）の譲渡対価は、その合併の直前の帳簿価額とすることとする。（法人税法第61条の2関係）

(ロ) 分割法人の株主が分割型分割により分割承継法人の株式その他の資産の交付を受けた場合には、旧株（分割法人の株式）のうちその分割により分割承継法人に移転した資産等に対応する部分の譲渡があったものとみなすこととする。この場合において、分割法人の株主が分割承継法人の株式のみの交付を受けたときの譲渡対価及び譲渡原価は、分割純資産対応帳簿価額とすることとする。（法人税法第61条の2関係）

みなし配当の取扱い

適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割により被合併法人等の株主が交付を受けた合併法人等の株式の価額のうち、被合併法人等の資本等の金額のうちその交付の基因となった株式等に対応する部分の金額を超える部分の金額は、配当の額とみなすこととする。

なお、資産の交付がない場合のみなし配当課税は廃止することとする。

（法人税法第24条、所得税法第25条関係）

(3) 個別制度の取扱い

個別制度の取扱いは、以下のとおりとすることとする。

減価償却資産

イ 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下「適格分社型分割等」という。）により分割法人等が減価償却資産を移転する場合には、その資産の期中損金経理額のうち、その適格分社型分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に計算される償却限度額相当額に達するまでの金額は、損金の額に算入する。（法人税法第31条関係）

ロ 適格組織再編成により移転を受けた減価償却資産に係る損金経理額には、被合併法人等の損金経理額のうち損金の額に算入されなかった金額等を含むものとする。（法人税法第31条関係）

繰延資産

- イ 適格組織再編成が行われた場合には、適格合併にあっては繰延資産を引き継ぎ、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立にあっては移転する資産・負債又は契約と密接な関連を有する繰延資産を引き継ぐとともに、その他の関連を有する繰延資産を引き継ぐことができる。（法人税法第32条関係）
- ロ 適格分社型分割等により分割法人等が繰延資産を引き継ぐ場合には、その資産の期中損金経理額のうち、その適格分社型分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に計算される償却限度額相当額に達するまでの金額は、損金の額に算入する。（法人税法第32条関係）
- ハ 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産に係る損金経理額には、被合併法人等の損金経理額のうち損金の額に算入されなかった金額等を含むものとする。（法人税法第32条関係）

圧縮記帳

国庫補助金等に係る圧縮記帳及び保険金等に係る圧縮記帳についてはイからニまでのとおりとし、工事負担金に係る圧縮記帳及び交換に係る圧縮記帳についてはイのとおりとする。

- イ 圧縮記帳の対象資産（以下「対象資産」という。）の取得等をした事業年度において、適格分社型分割等によりその対象資産を移転する場合には、分割法人等は分割等の直前において対象資産につき圧縮記帳を行うことができる。（法人税法第42条、第45条、第47条、第50条関係）
- ロ 対象資産の取得等がされていない事業年度の中で適格分社型分割等を行う場合において、分割承継法人等において対象資産の取得等を行うことが見込まれるときは、分割法人等は分割等の直前に期中特別勘定を設けることができる。（法人税法第43条、第48条関係）
- ハ 適格組織再編成が行われた場合には、適格合併にあってはその直前の特別勘定の金額を、適格分割、適格現物出資及び適格事後設立にあっては分割承継法人等において対象資産の取得等を行うことが見込まれるときにおけるその特別勘定の金額及び期中特別勘定の金額を引き継ぐことができる。（法人税法第43条、第48条関係）

ニ 適格組織再編成により特別勘定又は期中特別勘定の引継ぎを受けた分

割承継法人等が対象資産の取得等をしたときは、その対象資産につき圧縮記帳を行うことができる。（法人税法第44条、第49条関係）

貸倒引当金

イ 適格分社型分割等により分割法人等が個別評価金銭債権を移転する場合には、その移転する個別評価金銭債権に係る期中貸倒引当金相当額のうち、その適格分社型分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に計算される繰入限度額相当額に達するまでの金額は、損金の額に算入する。（法人税法第52条関係）

ロ 適格組織再編成が行われた場合には、適格合併にあっては最後事業年度の貸倒引当金の金額を、適格分割型分割にあっては分割事業年度の貸倒引当金の金額のうち移転する金銭債権に係る部分の金額を、適格分社型分割等にあっては期中貸倒引当金の金額を引き継ぎ、その引き継がれた金額は合併法人等の適格組織再編成の日の属する事業年度において益金の額に算入する。（法人税法第52条関係）

ハ 適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割の場合には、被合併法人等の合併事業年度等の貸倒引当金の繰入れ対象から、その合併等により移転する金銭債権を除外する。（法人税法第52条関係）

ニ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金と一括評価金銭債権に係る貸倒引当金とを区分し、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、その個別評価金銭債権に係る債務者ごとに損金算入額を計算する。（法人税法第52条、所得税法第52条関係）

返品調整引当金

イ 適格分社型分割等により分割法人等が対象事業を移転する場合には、その移転する対象事業に係る期中返品調整引当金相当額のうち、その適格分社型分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に計算される繰入限度額相当額に達するまでの金額は、損金の額に算入する。（法人税法第53条関係）

ロ 適格組織再編成が行われた場合には、適格合併にあっては最後事業年度の返品調整引当金の金額を、適格分割型分割にあっては分割事業年度

の返品調整引当金の金額のうち移転する対象事業に係る部分の金額を、適格分社型分割等にあつては期中返品調整引当金の金額を引き継ぎ、その引き継がれた金額は合併法人等の適格組織再編成の日の属する事業年度において益金の額に算入する。（法人税法第53条関係）

ハ 適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割の場合には、被合併法人等の合併事業年度等の返品調整引当金の繰入れ対象から、その合併等により移転する対象事業に係る部分の金額を除外する。（法人税法第53条関係）

退職給与引当金

イ 分社型分割等（分社型分割、現物出資又は事後設立をいう。ロにおいて同じ。）に伴い、分割法人等の使用人が分割承継法人等の業務に従事することとなった場合において、その使用人が分割法人等から退職給与の支給を受けていないことその他の要件に該当するときは、期中退職給与引当金相当額のうち、その適格分社型分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に計算される繰入限度額相当額に達するまでの金額は、損金の額に算入する。（法人税法第54条関係）

ロ 組織再編成が行われたことに伴い、被合併法人等の使用人が合併法人等の業務に従事することとなった場合において、その使用人が被合併法人等から退職給与の支給を受けていないことその他の要件に該当するときは、合併にあつてはその直前の退職給与引当金の金額を、分割型分割又は分社型分割等にあつてはその直前の退職給与引当金の金額のうち分割承継法人の業務に従事することとなった使用人に係る部分の金額を引き継ぐ。（法人税法第54条関係）

欠損金の繰越控除

イ 被合併法人等の繰越青色欠損金額の引継ぎ

適格合併等（適格合併及び合併類似適格分割型分割をいう。ロ(イ)及びハにおいて同じ。）が行われた場合に、被合併法人等の未処理欠損金額（被合併法人等の合併等事業年度以前の各事業年度（合併法人等の合併等事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度に限る。）において生じた青色欠損金額のうち、被合併法人等において繰越控除された

金額及び繰戻し還付の基礎とされた金額を控除した金額をいう。)があるときは、その未処理欠損金額に相当する金額は、合併法人等の適格合併等事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額の生じた被合併法人等の事業年度開始の日の属する合併法人等の事業年度において生じた欠損金額とみなす。(法人税法第57条関係)

ロ 繰越青色欠損金額に係る制限

(イ) 適格合併等に係る被合併法人等と合併法人等とが100分の50を超える持分関係を有し、その持分関係が合併法人等の適格合併等事業年度開始の日の5年前の日以後に生じている場合において、その適格合併等が共同で事業を営むためのものに該当しないときは、その被合併法人等の繰越青色欠損金額のうち、その持分関係前に生じた欠損金額及びその持分関係後の欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額は、上記イの未処理欠損金額に含まれない。(法人税法第57条関係)

(ロ) 法人が特定資本関係法人(100分の50を超える持分関係にある法人をいう。において同じ。)との間で当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資を行い、かつ、その持分関係が適格合併等事業年度開始の日の5年前の日以後に生じている場合において、その適格合併等が共同で事業を営むためのものに該当しないときは、当該法人の繰越青色欠損金額のうち、その持分関係前に生じた欠損金額及びその持分関係後の欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額は、当該法人の適格合併等事業年度以後の繰越控除においてはしないものとする。(法人税法第57条関係)

ハ 被合併法人等の繰越災害損失欠損金額の引継ぎ

適格合併等における被合併法人等の未処理災害損失欠損金額については、上記イに準じて合併法人等に引き継ぐ。(法人税法第58条関係)

ヘッジ処理

適格組織再編成によりヘッジ処理の対象となっていた資産等とその手段

となっていたデリバティブ取引等に移転した場合には、分割承継法人等にそのヘッジ処理を引き継ぐ。(法人税法第61条の6、第61条の7関係)

外貨建取引の換算等

イ 適格組織再編成により為替予約差額の配分計算の対象とした外貨建資産等及び先物外国為替契約等に移転した場合には、その為替予約差額の配分計算を分割承継法人等に引き継ぐ。(法人税法第61条の10関係)

ロ 適格分社型分割等により為替予約差額の配分計算の対象とした外貨建資産等及び先物外国為替契約等に移転した場合には、分割法人等は、その事業年度開始の日からその分割等の日の前日までの期間について、その為替予約差額の配分計算をする。(法人税法第61条の10関係)

特定資産の譲渡等損失額の損金不算入

法人と特定資本関係法人との間で当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする特定適格合併等(適格合併、適格分割又は適格現物出資のうち、共同で事業を営むためのものに該当しないものをいう。)が行われた場合において、その持分関係が当該法人の特定適格合併等事業年度開始の日の5年前の日以後に生じているときは、当該法人の特定適格合併等事業年度開始の日から3年を経過する日(その日がある持分関係日から5年を経過する日後となる場合は、その5年を経過する日)までの期間内の特定引継資産(特定適格合併等により被合併法人等から移転を受けた資産で被合併法人等がその持分関係前から有していたものをいう。)又は特定保有資産(当該法人がその持分関係前から有していた資産をいう。)のそれぞれの譲渡等損失額(譲渡等による損失の額が譲渡等による利益の額を超える部分の金額をいう。)は、損金の額に算入しない。(法人税法第62条の7関係)

外国税額控除

イ 適格組織再編成が行われた場合には、被合併法人等の控除限度額及び控除対象外国法人税の額のうち合併法人等が移転を受けた事業に係る部分の金額を合併法人等に引き継ぐ。(法人税法第69条関係)

ロ 被合併法人等が納付した外国法人税(外国税額控除の適用を受けたものに限る。)のうち合併法人等が適格組織再編成により移転を受けた事

業に係る外国法人税が減額された場合には、当該合併法人等が納付した外国法人税が減額されたものとして控除対象外国法人税の額から減額する。（法人税法第69条関係）

中間申告・納付

適格合併に係る合併法人が前期確定税額方式により中間申告を行う場合には、その中間納付額の計算の基礎に、被合併法人の各事業年度（その月数が6月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度における法人税額を加算する。（法人税法第71条関係）

その他

イ 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

分割による特定信託の承継について、特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継、不服申立人の地位の承継及び滞納処分 of 効力の続行の規定を設ける。（法人税法第82条の17関係）

ロ 退職年金等積立金に対する法人税

退職年金業務等を行う法人が分割により分割承継法人にその退職年金業務等に係る事業を移転した場合におけるその退職年金等積立金に対する法人税の課税標準となる退職年金等積立金の額を定める。（法人税法第84条の2、第85条関係）

ハ その他所要の措置を講ずる。

（4）租税回避の防止

税務署長は、組織再編成に係る行為又は計算で税負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その課税標準、税額等を計算すること等ができることとする。（法人税法第132条の2、所得税法第157条、相続税法第64条、国税徴収法第36条、地価税法第32条関係）

（5）その他

法人の合併、分割等により一定の資産の交付を受ける当該法人の株主等は、その交付をする者に対し、その者の氏名及び住所等を告知しなければならないこととし、その交付をする者は、その交付に関する調書を提出しなければならないこととする。（所得税法第224条の3、第225条関係）

組織再編成が行われた場合の質問検査権について所要の整備を行うこととする。（法人税法第154条、地価税法第36条関係）

2 その他

（1）生命保険料控除又は損害保険料控除の対象となる保険契約の範囲について、所要の経過措置を講じた上、生命保険会社又は損害保険会社が相互に参入することができる第三分野の保険契約の内容等に応じ、所要の整備を行うこととする。（所得税法第76条、第77条、附則第14条関係）

（2）外国税額控除制度について、通常行われないと認められる特定の取引に係る外国の法人税及び所得税を対象から除外することとする。（法人税法第69条、第82条の7、所得税法第95条関係）

二 国税通則法の一部改正（第5条関係）

（1）法人が分割（分社型分割を除く。）をした場合には、分割承継法人は、その分割法人の分割前に納税義務が成立した国税について、連帯納付の責任を負うこととする。ただし、その分割法人から承継した財産の価額を限度とする。（国税通則法第9条の2関係）

（2）分割法人の国税の更正決定等に係る裁決等に伴って税額等が異動する分割承継法人の国税等についての更正決定等を、その期間制限の特例の対象とする。（国税通則法第71条関係）

三 石油ガス税法の一部改正（第6条関係）

分割により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人が、分割をした法人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合等について、石油ガス税額の控除その他必要な措置を講ずることとする。（石油ガス税法第15条関係）

四 印紙税法の一部改正（第7条関係）

分割契約書及び分割計画書に係る印紙税の税率を一通につき4万円とする。（印紙税法別表第1関係）

五 登録免許税法の一部改正（第8条関係）

分割による株式会社等の設立又は資本の増加の登記に係る登録免許税について、その資本の金額又は増加した資本の金額に係る税率を、1,000分の1.5（分割をした株式会社等の分割直前の資本の金額から分割直後の資本の金額を控除した金額を超える部分については、1,000分の7（最低税額3万円））とする等の措置を講ずることとする。（登録免許税法別表第1関係）

六 電源開発促進税法の一部改正（第9条関係）

分割により一般電気事業者についてその地位の承継があった場合の一般電気事業の開廃等の届出について、所要の整備を行うこととする。（電源開発促進税法第9条関係）

七 消費税法の一部改正（第10条関係）

分割、現物出資又は事後設立があった場合の消費税の納税義務の免除の特例等に関し、その形態に応じた必要な措置等を講ずるほか、分割法人により行われた課税資産の譲渡等につき分割承継法人が対価の返還等をし、又は貸倒れが生じた場合の消費税額の控除その他の制度について、合併の場合に準じて所要の整備を行うこととする。（消費税法第11条、第12条、第16条、第17条、第32条～第39条、第42条、第57条、第62条関係）

八 法人税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第24号）の一部改正（第12条関係）

1 賞与引当金

（1）適格合併又は適格分割型分割に伴い、被合併法人等の使用人等が合併法人等の業務に従事することとなった場合には、適格合併にあつては合併事業年度の賞与引当金の金額を、適格分割型分割にあつては分割事業年度の賞与引当金のうち分割承継法人の業務に従事することとなった使用人等に係る部分の金額を引き継ぎ、その引き継がれた金額は合併法人等の合併等事業年度において益金の額に算入することとする。（法人税法等の一部を改正する法律附則第6条関係）

- (2) 適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割の場合には、被合併法人等の合併事業年度等の賞与引当金の繰入れ対象から、合併法人等の業務に従事することとなった使用人等を除外することとする。
(法人税法等の一部を改正する法律附則第 6 条関係)

2 特別修繕引当金

- (1) 適格組織再編成により特別修繕引当金の対象資産の移転を受けた合併法人等は、引き続き特別修繕引当金の繰入れができることとする。(法人税法等の一部を改正する法律附則第 7 条関係)
- (2) 適格分社型分割等により分割法人等が対象資産を移転する場合には、その対象資産に係る期中特別修繕引当金相当額のうち、その適格分社型分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に計算される繰入限度額相当額に達するまでの金額は、損金の額に算入することとする。(法人税法等の一部を改正する法律附則第 7 条関係)
- (3) 適格組織再編成により対象資産を移転する場合には、その対象資産に係る特別修繕引当金又は期中特別修繕引当金を合併法人等に引き継ぐこととする。
(法人税法等の一部を改正する法律附則第 7 条関係)
- (4) 適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割により対象資産を移転する場合には、被合併法人等の合併事業年度等の特別修繕引当金の繰入れはできないこととするとともに、その合併等事業年度等において対象資産に係る特別修繕引当金を取り崩して益金の額に算入することとする。(法人税法等の一部を改正する法律附則第 7 条関係)

3 製品保証等引当金

- (1) 適格合併又は適格分割型分割により製品保証等引当金の対象事業を移転した場合には、適格合併にあつては合併事業年度の製品保証等引当金の金額を、適格分割型分割にあつては分割事業年度の製品保証等引当金のうちその移転する対象事業に係る部分の金額を引き継ぎ、その引き継がれた金額は合併法人等の合併等事業年度において益金の額に算入することとする。(法人税法等の一部を改正する法律附則第 8 条関係)
- (2) 適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割により対象事業が移転する場合には、被合併法人等の合併事業年度等の製品保

証等引当金の繰入れ対象からその移転する対象事業に係る部分を除外することとする。（法人税法等の一部を改正する法律附則第 8 条関係）

九 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成13年3月31日から施行することとする。（附則第 1 条関係）

(2) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案要綱

[平成13. 2. 6 閣議決定]

最近の経済情勢等を踏まえ、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応する等の観点から認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特例等所要の措置を講ずるほか、各種の租税特別措置における企業組織再編成に係る税制の整備その他所要の措置を講ずることとし、次により租税特別措置法等の一部を改正することとする。

一 租税特別措置法の一部改正 (第 1 条関係)

1 住宅税制

(1) 住宅借入金等に係る税額控除制度について、平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した場合の控除率、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除期間を次のとおりとする新住宅ローン減税制度を創設することとする。(租税特別措置法第41条関係)

居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控除率
平成13年7月1日から 平成15年12月31日まで	10年間	5,000万円以下の部分	1%

なお、居住用家屋を平成16年中に居住の用に供する場合については、居住用家屋を平成13年後期中に居住の用に供する場合の本法による改正前の措置と同様の措置とする。

(2) 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を3年延長することとする。(租税特別措置法第41条の5 関係)

(3) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例制度の適用期限を3年延長することとする。(租税特別措置法第36条の6 関係)

(4) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、適用対象に次の贈与を追加した上、その適用期限を平成15年12月31日まで延長す

ることとする。(租税特別措置法第70条の3関係)

その者の所有する住宅について一定の増築、改築等の費用に充てるために受ける金銭の贈与

その者又はその者の配偶者の所有するすべての住宅(住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住していたものに限る。)について当該贈与の日の属する年の翌年12月31日までに譲渡する場合等において、その者の住宅の取得又は新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与

(注)上記の改正は、平成13年1月1日以後に贈与により取得した金銭に係る贈与税について適用することとする。(附則第32条関係)

(5)住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を平成15年3月31日まで延長することとする。(租税特別措置法第72条~74条関係)

2 中小企業の設備投資の促進等

(1)中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度の適用期限を平成14年3月31日まで延長することとする。(租税特別措置法第10条の7、第42条の12関係)

(2)試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度における中小企業者等の試験研究費の額に係る特例について、特別税額控除割合を平成14年3月31日までに開始する事業年度(個人については、平成14年分まで)については100分の10と、平成14年4月1日以後に開始する事業年度(個人については、平成15年分)については100分の6とした上、その適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第10条、第42条の4関係)

3 金融関係税制

(1)商品先物取引による所得に対する所得税については、次により申告分離課税を行うこととする。(租税特別措置法第41条の14、第42条の3関係)

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの期間(以下「適用期間」という。)内に、商品取引所法に規定する先物取引(一定の取引を含む。以下「商品先物取引」という。)をし、かつ、当該商品先物取引の差金等決済をした場合には、

当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得（以下「商品先物取引に係る雑所得等」という。）については、他の所得と分離して20%の税率により課税する。この場合において、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算上損失の金額が生じたときは、その損失の金額は生じなかったものとみなす。

適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品先物取引の委託等をする商品取引員等に告知しなければならないものとし、当該商品取引員等は、一定の公的書類により本人確認をしなければならない。

商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った商品先物取引について差金等決済があった場合には、その者の氏名及び住所、当該差金等決済の方法、当該差金等決済の約定価格等一定の事項を記載した調書（以下「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

商品先物取引に関する調書の提出義務及び調査従事者等の守秘義務に対する違反行為等について所要の罰則を定める。

- (2) 非居住者又は外国法人の一括登録国債の利子非課税制度について、その適用対象に日本銀行及び税務署長の承認を受けた適格外国仲介業者（情報交換条項を有する租税条約の相手国の法人であることその他一定の要件を満たす者に限る。）に対し寄託された一括登録国債の利子を追加することとする。

（租税特別措置法第5条の2関係）

- (3) 特定短期国債等に係る源泉徴収免除等の特例制度について、次の措置を講ずることとする。（租税特別措置法第41条の12、第42条の3関係）

対象となる国債の範囲に、財政融資資金法及び財政融資資金特別会計法

の規定により発行される国債を追加する。

一括登録国債の寄託者の範囲の拡大に伴い、特定短期国債等の混蔵寄託に係る告知書等の提出及び本人確認並びに特定短期国債等の償還金の支払調書の提出について、所要の整備を行う。

4 社会経済情勢の変化への対応

(1) 情報通信

特定電気通信設備等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第11条の5、第44条の6関係)

電気通信事業者及び有線放送電話業者が平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に取得する広帯域加入者網普及促進設備について、取得価額の100分の18の特別償却を認める措置を講ずる。

電気通信基盤充実設備に係る特別償却について、償却割合を100分の15(現行100分の7)に引き上げる。

電気通信利便性充実設備に係る特別償却について、有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に著しく資する設備につき取得価額の100分の12の特別償却を認める措置を講ずる。

電気通信役務安定提供設備に係る特別償却について、電気通信事業者が取得する電気通信役務の安定提供における支障の発生防止に著しく資する設備につき取得価額の100分の12の特別償却を認める措置を講ずるとともに、その他の設備につき償却割合を100分の6(現行100分の8)に引き下げる。

(2) 認定特定非営利活動法人への支援

特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(以下「認定特定非営利活動法人」という。)に関し、次の特例措置を講ずることとする。

個人が、認定特定非営利活動法人に対してその特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)をした場合には、当該寄附に係る支出金は、特定寄附金とみなして寄付金控除の適用を認める。(租税特別措置法第41条の18関係)

法人が支出した認定特定非営利活動法人に対する寄附金について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める。ただし、限度額の計算は、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて行うものとする。（租税特別措置法第66条の11の2関係）

国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税の特例について、その適用対象に、認定特定非営利活動法人に対する贈与で当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連するものを追加する。（租税特別措置法第70条関係）

（注）上記の改正は、平成13年10月1日から施行するものとし、
については、同日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用することとする。（附則第1条、第26条、第32条関係）

（3）贈与税の基礎控除

平成13年1月1日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税については、贈与税の基礎控除の金額を110万円（現行60万円）とする。（租税特別措置法第70条の2関係）

（4）相続税の小規模宅地等の特例の拡充

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、適用対象となる小規模宅地等（現行330㎡又は200㎡までの部分）の限度面積要件を次のとおり拡充する等の措置を講ずることとする。（租税特別措置法第69条の4関係）

特定事業用等宅地等 400㎡まで

特定居住用宅地等 240㎡まで

特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等以外の特例対象宅地等 200㎡まで

（注）上記の改正は、平成13年1月1日以後に相続又は遺贈により取得した小規模宅地等に係る相続税について適用することとする。（附則第32条関係）

（5）土地税制

個人の長期譲渡所得の課税の特例制度について、平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に土地等又は建物等を譲渡した場合の税率軽減

の特例措置の適用期限を3年延長することとする。(租税特別措置法第31条関係)

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を平成15年12月31日まで延長することとする。(租税特別措置法第31条の2関係)

短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例制度について、適用停止措置の期限を3年延長することとする。(租税特別措置法第28条の4関係)

法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率及び短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率について、適用停止措置の期限等を3年延長することとする。(租税特別措置法第62条の3、第63条関係)

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、イ及びロの見直しを行った上、適用期限等を八のとおり延長することとする。(租税特別措置法第37条、第37条の4、第65条の7～第65条の9関係)

イ 既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産に係る取得時期の制限(現行 平成3年3月31日以前に取得されたもの)を平成14年1月1日以後に譲渡がされるものについては所有期間10年超のものとする。

ロ 次の買換えを適用対象から除外する。

(イ) 水道水源水域に係る特定施設等の移転等に伴う買換え

(ロ) 新産業都市区域又は工業整備特別地域以外の地域からこれらの地域内への買換え

(ハ) 過度集積地域から特定の拠点地区内への産業業務施設の移転に伴う買換え

(ニ) 一定の構造改善事業を営む者の長期所有の土地、建物等から事業の構造改善・事業転換に資する建物又は機械装置への買換え

八 適用期限等の延長

(イ) 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づいて行われる長期所有の土地、建物等から既成市街地等以外の地域内にある土地、建物、機械装置等への買換え 計画認定期限を2年延長

(ロ) 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え 適用期限を3年延長

(ハ) その他の買換え 適用期限を5年延長

収用等の場合の5,000万円特別控除について、適用対象に、土地等が大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定に基づいて使用されることとなったことに伴い、その土地に係る同法の事業区域にある資産につき、同法の物件の引渡し等をしなければならなくなった場合において、その資産の損失に対する補償金を取得するときを加えることとする。(租税特別措置法第33条、第64条関係)

(注) 上記の改正は、平成13年4月1日以後の処分に伴い取得する補償金について適用することとする。(附則第11条、第22条関係)

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の適用対象に、重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立博物館又は独立行政法人国立科学博物館に買い取られる場合を加えることとする。(租税特別措置法第34条、第65条の3関係)

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講ずることとする。(租税特別措置法第34条の2、第65条の4関係)

イ 特定の民間宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を3年延長する。

ロ 適用対象に、土地等につき高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の基本構想に定められた土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該土地区画整理事業に係る同意保留地に対応する部分の譲渡(当該同意保留地を取得した者の当該同意保留地に対応する部分の土地等の譲渡を除く。)があったときを加える。

(注) 上記の改正は、平成13年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用することとする。(附則第11条、第22条関係)

農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除

の適用対象に、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のおつせんにより、同法の林業経営改善計画の認定を受けた者に一定の山林に係る土地の譲渡をした場合を追加することとする。（租税特別措置法第34条の3、第65条の5関係）

特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用要件を見直した上、軽減税率を1,000分の16（現行1,000分の25）に引き下げ、その適用期限を平成16年3月31日までとする。（租税特別措置法第83条の7関係）

平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間に、信託会社等が一定の要件を満たす投資信託を引き受けたことにより一定の要件を満たして不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の16（本則1,000分の50）に軽減することとする。（租税特別措置法第83条の7関係）

平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間に、一定の要件を満たす投資法人が一定の要件を満たして不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の16（本則1,000分の50）に軽減することとする。（租税特別措置法第83条の7関係）

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第91条関係）

（6）福祉・環境

高齢者の居住の安定確保に関する法律の制定に伴い、同法の供給計画に基づき建設される一定の高齢者向け優良賃貸住宅について、5年間普通償却限度額の100分の40（耐用年数が35年以上のものについては、100分の55）の割増償却を認める措置を講ずることとする。（租税特別措置法第14条、第47条関係）

障害者対応設備等の特別償却制度について、低床式路面電車につき基準取得価額の100分の20の特別償却を認める措置を講ずるほか、リフト付タクシーに係る償却割合を100分の20（現行100分の25）に引き下げることにする。（租税特別措置法第13条、第46条の2関係）

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第13条、第46条の2関係)

医療保健業を営む者が平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に取得等をする一定の要件を満たす建替え病院用建物について、基準取得価額の100分の15の特別償却を認める措置を講ずることとする。(租税特別措置法第12条の3、第45条の3関係)

医療用機器等の特別償却制度について、一定の救急医療用機器に係る償却割合を100分の20(現行100分の14)に引き上げた上、その適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第12条の2、第12条の3、第45条の3関係)

特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第20条の4、第55条の6関係)

(7) その他

特定の基金に対する負担金等の損金(必要経費)算入の特例について、特定の業務を行う公共法人の当該業務に係る基金に充てるための負担金を追加することとする。(租税特別措置法第28条の2、第66条の11関係)

植林費の損金算入の特例について、損金算入割合を100分の35(現行100分の30)に引き上げた上、その適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第50条関係)

退職年金等積立金に対する法人税の課税停止措置を2年延長することとする。(租税特別措置法第68条の4)

農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等の特例について、これらの特例の適用を受けている者が、特例の適用を受けている農地等を一時的道路用地等(一定の公共事業のために一時的に使用する施設の用地で一定のもの)の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った場合において、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた農地等を農業の用に供する見込みであるときは、当該一時的道路用地等に係る地上権等の設定はなかったものとみなす等の措置を講ずることとする。(租税特別措置法第70条の4、第70条の6関係)

(注)上記の改正は、納税猶予の特例の適用を受けている農地等を一時的道路用地等の用に供するために平成13年4月1日以後に地上権等の設定に基づき貸付けを行った場合について適用することとする。(附則第32条関係)

一定の林業を営む者が、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成15年3月31日までの間に、都道府県知事に対する森林所有権の移転等のあつせんの申出に基づき取得する森林に係る土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の25(本則1,000分の50)に軽減する措置を講ずることとする。(租税特別措置法第77条の3関係)

5 企業組織再編成

(1) 特別償却

適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下「適格合併等」という。)により特別償却対象資産の移転を受けた場合において、当該特別償却対象資産につき被合併法人等において生じた特別償却不足額があるときは、当該移転を受けた日を含む事業年度においてその不足額に相当する金額の特別償却を認めることとする。(租税特別措置法第52条の2関係)

準備金方式による特別償却について、次の措置を講ずることとする。

(租税特別措置法第52条の3、附則第21条関係)

イ 適格合併等により特別償却対象資産の移転を受けた場合において、当該特別償却対象資産につき被合併法人等において生じた特別償却準備金積立不足額があるときは、当該移転を受けた日を含む事業年度において当該不足額に相当する金額の特別償却準備金の積立てを認める。

ロ 特別償却準備金を積み立てている法人が適格合併等により合併法人等に特別償却資産を移転した場合には、当該移転した特別償却資産に係る特別償却準備金の金額を引き継ぐ。

(注)特別償却準備金の積立てが各特別償却対象資産別に行う方式に改められたことに伴い、同方式による改正前の特別償却準備金を積み立てている法人について適格合併等が行われた場合には、一定の方

法により計算した特別償却準備金の金額の引継ぎを認めることとする等、所要の経過措置を講ずる。

次の割増償却制度について、その適用期間の途中で適格合併等により被合併法人等からその適用対象資産の移転を受けた場合において、当該資産を当該被合併法人等と同一の事業の用に供するときは、その残存適用期間について割増償却の適用を認めることとする。（租税特別措置法第45条の3、第47条～第48条関係）

- イ 特定医療用建物の割増償却
- ロ 優良賃貸住宅等の割増償却
- ハ 特定再開発建築物等の割増償却
- ニ 倉庫用建物等の割増償却

（2）準備金

海外投資等損失準備金について、準備金を積み立てている法人が適格合併等により合併法人等に特定法人の株式等又は資源特定債権を移転した場合には、当該株式等又は資源特定債権に係る海外投資等損失準備金の金額を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第55条関係）

特定海外債権に係る海外投資等損失準備金について、準備金を積み立てている法人が適格合併等により合併法人等に特定海外債権の全部を移転した場合には、特定海外債権に係る海外投資等損失準備金の金額を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第55条の2関係）

自由貿易地域投資損失準備金について、準備金を積み立てている法人が適格合併等により合併法人等に認定法人の株式等を移転した場合には、当該株式等に係る自由貿易地域投資損失準備金を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第55条の3関係）

金属鉱業等鉱害防止準備金について、準備金を積み立てている法人が適格合併等により合併法人等に特定施設を移転した場合には、当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第55条の5関係）

特定災害防止準備金について、準備金を積み立てている法人が適格合併等により合併法人等に特定施設を移転した場合には、当該特定施設に係る

特定災害防止準備金の金額を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第55条の6関係）

維持管理積立金に係る特定災害防止準備金について、準備金を積み立てている法人が適格合併等により合併法人等に特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、その維持管理積立金に係る特定災害防止準備金の金額を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第55条の7関係）

特定都市鉄道整備準備金について、準備金を積み立てている法人が適格合併等により合併法人等に鉄道事業の全部を移転した場合には、特定都市鉄道整備準備金の金額を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第56条関係）

ガス熱量変更準備金について、準備金を積み立てている法人が適格合併により一般ガス事業を移転した場合には、ガス熱量変更準備金の金額を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第56条の2関係）

電子計算機買戻損失準備金について、準備金を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合又は適格分割型分割により準備金を積み立てている法人が行うこととされていた特定電子計算機貸付会社に販売した電子計算機の買戻しを分割承継法人が行うこととなった場合には、その買戻しに係る電子計算機買戻損失準備金の金額を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第56条の4関係）

プログラム等準備金について、次の措置を講ずることとする。（租税特別措置法第57条関係）

イ 統合情報処理システムサービスに係るプログラム等準備金以外の準備金について、準備金を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合には、プログラム等準備金の金額を引き継ぐ。

ロ 統合情報処理システムサービスに係るプログラム等準備金について、準備金を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合又は適格分割型分割により準備金を積み立てている法人が行うこととされていた統合情報処理システムサービスに係る情報処理システムについての無償補修を分割承継法人が行うこととなった場合には、その無償補修に係るプログラム等準備金の金額を引き継ぐ。

使用済核燃料再処理準備金について、準備金を積み立てている法人が適格合併により合併法人に使用済核燃料を移転した場合には、使用済核燃料再処理準備金の金額を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第57条の3関係）

原子力発電施設解体準備金について、準備金を積み立てている法人が適格合併により合併法人に特定原子力発電施設を移転した場合には、原子力発電施設解体準備金の金額を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第57条の4関係）

保険会社等の異常危険準備金及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金について、準備金を積み立てている法人が組織再編成により合併法人等に保険契約を移転した場合には、当該保険契約に係る異常危険準備金の金額を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第57条の5、第57条の6関係）

特別修繕準備金について、準備金を積み立てている法人が適格合併等により特別修繕準備金の適用対象となる資産を移転した場合には、当該資産に係る特別修繕準備金の金額を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第57条の8関係）

探鉱準備金について、準備金を積み立てている法人が適格合併等により合併法人等に鉱業事務所を移転した場合（新鉱床探鉱費を併せて支出している場合に限る。）には、当該鉱業事務所に係る探鉱準備金を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第58条の2関係）

海外探鉱準備金について、準備金を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合には、海外探鉱準備金を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第58条の2関係）

農用地利用集積準備金

準備金を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合には、農用地利用集積準備金を引き継ぐこととする。（租税特別措置法第61条の2関係）

(3) 土地の譲渡等がある場合の特別税率及び短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率について、適用対象となる土地の譲渡等の範囲につき、適

格現物出資又は適格事後設立による土地等の移転を除くこととし、適格合併又は適格分割に該当しない合併又は分割による土地等の移転を含むこととする。(租税特別措置法第62条の3、第63条関係)

(4) 資産を譲渡した場合の所得の特別控除について、次の措置を講ずることとする。

収用換地等の場合の所得の特別控除制度

被合併法人又は分割法人が買取り等の申出を受けていた場合において、当該被合併法人又は分割法人が当該収用換地等による譲渡を行っていない場合で、かつ、その適格合併又は適格分割により対象資産を取得した合併法人又は分割承継法人が当該収用換地等による譲渡を行ったときは、その合併法人又は分割承継法人に収用換地等の場合の所得の特別控除の適用を認める。(租税特別措置法第65条の2関係)

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度又は特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度

適格合併等が行われた場合において、一の見取りの事業につき、被合併法人等において特別控除対象資産の見取りが行われ、かつ、合併法人等において被合併法人等から移転を受けた当該事業に係る特別控除対象資産の見取りが行われたときは、被合併法人等にのみ特別控除の適用を認める。

(租税特別措置法第65条の3、第65条の4関係)

(5) 特定の資産の見換えの場合等の課税の特例について、次の措置を講ずることとする。(租税特別措置法第65条の7～第65条の9関係)

圧縮記帳の対象となる見換資産の取得等をした事業年度で適格分社型分割等により当該見換資産を移転する場合には、分割法人等が分割等の直前において当該見換資産につき圧縮記帳を行うことができる。

譲渡資産の譲渡が行われ、見換資産の取得等がされていない事業年度の中で適格分社型分割等が行われる場合において、分割承継法人等において一定の期間内に見換資産の取得等を行うことが見込まれるときは、分割法人等は分割等の直前に特別勘定を設けることができる。

特別勘定を設けている法人について、適格合併等が行われた場合には、

適格合併にあってはその直前の特別勘定の金額を、適格分割、適格現物出資及び適格事後設立にあっては分割承継法人等において一定の期間内に買換資産の取得等を行うことが見込まれるときは、その特別勘定の金額を引き継ぐことができる。

(6) その他の圧縮記帳制度

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例、特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例又は転廃業助成金等に係る課税の特例について、その圧縮記帳及び特別勘定の処理等につき上記? に準じた処理を認めることとする。(租税特別措置法第64条～第65条、第65条の10～第65条の14、第67条の4関係)

(7) 被合併法人等が特定外国子会社等の留保金課税の特例の適用を受けていた場合に、合併法人等が適格合併等の後にその特定外国子会社等から配当等の支払を受けたときは、その金額のうち課税済留保金額に相当する金額までを損金の額に算入することとする。(租税特別措置法第66条の8関係)

(8) 欠損金の繰越期間の特例について、次の措置を講ずることとする。

設備廃棄等による欠損金の繰越期間の特例

適格合併又は合併に類する適格分割型分割が行われた場合に被合併法人又は分割法人の合併事業年度以前の各事業年度において生じた設備廃棄等による欠損金額のうち未処理欠損金額がある場合において、その適格合併等が共同で事業を営むためのものに該当しないときは、特定資本関係事業年度前に生じた設備廃棄等による欠損金額等を除き、合併法人又は分割承継法人において当該設備廃棄等による欠損金額の7年の繰越控除を認める。(租税特別措置法第66条の12関係)

特定対内投資事業者又は中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法等の認定法人に係る欠損金の繰越期間の特例

適格合併又は合併に類する適格分割型分割が行われた場合に被合併法人又は分割法人の合併事業年度以前の各事業年度において生じた特例欠損金

額のうち未処理欠損金額がある場合において、その適格合併等が共同で事業を営むためのものに該当しないときは、特定資本関係事業年度前に生じた特例欠損金額を除き、合併法人又は分割承継法人において当該特例欠損金額の7年の繰越控除を認める。（租税特別措置法第66条の13関係）

（9）登録免許税

株式会社等が平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間に新設分割又は吸収分割により取得した不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を1,000分の6（本則1,000分の50）に軽減する等の措置を講ずることとする。（租税特別措置法第80条の2関係）

（10）その他

組織再編成に係る税制の整備に伴い、次の措置を廃止することとする。

イ 上場会社等の利益をもってする株式の消却の場合の残存株主に対するみなし配当の課税の特例（旧租税特別措置法第9条の5第3項、第67条の8関係）

ロ 利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用等（旧租税特別措置法第9条の6関係）

ハ 銀行持株会社の創設等に係る課税の特例等（旧租税特別措置法第37条の14、第67条の10～第67条の12関係）

法人の株主等である個人が、分割等の事由により株式以外の資産の交付を受けた場合には、その交付を受けた金銭その他の資産の価額の合計額（みなし配当額を除く。）を株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の分離課税の規定を適用することとする。（租税特別措置法第37条の10関係）

その他所要の措置を講ずることとする。

6 その他の租税特別措置

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずることとする。

（1）廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

産炭地域における工業用機械等の特別償却（旧租税特別措置法第12条、

第45条関係)

特定情報通信機器の即時償却(旧租税特別措置法第12条の4、第45条の3関係)

計画造林準備金(旧租税特別措置法第56条の3)

(2) 縮減等

税額控除等

イ 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、卸売業又は小売業を営む大規模法人等を適用対象者から除外した上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第10条の4、第42条の7関係)

ロ 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、当期の所得に係る控除限度額を所得金額の100分の15(現行100分の20)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第21条、第58条関係)

ハ 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、適用対象者から一定の農業協同組合及び同連合会を除外した上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第61条関係)

特別償却

イ 公害防止用設備の特別償却制度について、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の認定計画に係る特定施設の設備に係る償却割合を100分の16(現行100分の17)に引き下げる。(租税特別措置法第11条、第43条関係)

ロ 電線類地中化設備の特別償却制度について、償却割合を100分の5(現行100分の7)に引き下げる。(租税特別措置法第11条、第43条関係)

ハ 船舶等の特別償却制度について、内航船舶の二重構造化タンカーに係る償却割合を100分の18(現行100分の19)に引き下げる。(租税特別措置法第11条、第43条関係)

ニ 航空機の特別償却制度について、一定の航空機に係る償却割合を100分の5(現行100分の8)に引き下げる。(租税特別措置法第43条関係)

ホ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設

の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を 100分の25（現行 100分の26）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第43条の2関係）

へ 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、償却割合を、多極分散型国土形成促進法に係る措置にあっては 100分の7（現行 100分の8）に、大阪湾臨海地域開発整備法に係る措置にあっては 100分の10（現行 100分の11）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第43条の3関係）

ト 地震防災対策用資産の特別償却制度について、適用対象者の範囲を見直すとともに、償却割合を 100分の10（現行 100分の11）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第11条の2、第44条関係）

チ 高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却制度について、高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備に係る措置を廃止した上、特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備に係る措置の適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第44条の2関係）

リ 事業革新設備等の特別償却制度について、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る措置を廃止した上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第11条の3、第44条の4関係）

ヌ 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を 100分の11（現行 100分の12）に引き下げる。（租税特別措置法第12条、第45条関係）

ル 過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行う。（租税特別措置法第12条、第45条関係）

(イ) 過疎地域に係る措置について、機械装置に係る償却割合を 100分の11（現行 100分の12）に引き下げる。

(ロ) 過疎地域に類する離島振興対策実施地域及び奄美群島に係る措置について、機械装置に係る償却割合を 100分の11（現行 100分の12）に引き下げる。

- (ハ) 水源地域に係る措置について、償却割合を、機械装置にあつては100分の12(現行100分の13)に、建物等にあつては100分の7(現行100分の8)にそれぞれ引き下げる。
- ヲ 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の11(現行100分の12)に引き下げる。(租税特別措置法第12条、第45条関係)
- ワ 特定再開発建築物等の割増償却制度について、適用対象から自転車駐車場を除外するとともに、割増率を、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の認定建築物については100分の12(現行100分の14)に、沿道地区計画の区域内に建築される緩衝建築物については100分の9(現行100分の12)にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第14条の2、第47条の2関係)
- カ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度について、対象となる支出金の範囲から、伝統的工艺品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金を除外した上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第18条、第52条関係)
- ヨ 特別償却準備金について、その積立てを各特別償却対象資産別に行う方式に改め、その取崩しについては、7年間の均等取崩し(耐用年数10年未満の資産については、5年間又はその耐用年数のいずれか短い年数での均等取崩し)を原則とし、当該特別償却対象資産を有しないこととなった場合には、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の取崩しを行う。(第52条の3関係)
- 準備金等
- イ プログラム等準備金制度について、汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用に係る積立限度額の見直しを行うとともに、データベースの構成に要する費用に係る積立率を100分の8(現行100分の9)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第20条の2、第57条関係)
- ロ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例制度について、対象となる試

験研究用資産の範囲から、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が取得する試験研究用資産を除外した上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第66条の10関係）

ハ 欠損金の繰越期間の特例制度について、特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者に係る措置を廃止した上、次に掲げる措置の適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第66条の12～第66条の14関係）

(イ) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定研究開発等事業計画を実施する中小企業者に係る措置

(ロ) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の認定実施計画を実施する中小企業者に係る措置

(ハ) 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づく認定事業者に係る措置（欠損金の繰戻しによる還付の不適用の除外措置を含む。）

ニ 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に係る課税の特例等について、所要の見直し等を行った上、その取扱いを平成16年3月31日まで継続する。（租税特別措置法第67条の7、旧租税特別措置法第9条の8関係）

登録免許税の特例

イ 農地等の一括生前贈与による所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の18（現行1,000分の15）に引き上げた上、その適用期限を平成15年12月31日まで延長する。（租税特別措置法第77条関係）

（注）上記の改正は、平成14年1月1日以後に一括生前贈与により取得する農地等に係る登録免許税について適用する。（附則第33条関係）

ロ 農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、適用対象となる事業譲渡に事業の一部譲渡を追加し、当該一部譲渡の税率を次のように軽減した上、適用期限を平成16年3月31日まで延長する。（租税特別措置法第78条の2関係）

(イ) 所有権の移転登記 1,000分の25 （本則 1,000分の50）

(ロ) 賃借権等の移転登記 1,000分の12.5 (本則 1,000分の25)

(ハ) 抵当権等の移転登記 1,000分の 1.5 (本則 1,000分の 2)

八 特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000分の 4 (現行1,000分の 3) に引き上げた上、その適用期限を平成15年 3月31日まで延長する。(租税特別措置法第83条関係)

(注) 上記の改正は、公有水面埋立法の免許を平成13年 4月 1日以後に受けて行う公共的建設事業の用に供する土地に係る登録免許税について適用する。(附則第33条関係)

二 認定中核的支援機関が基本構想に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の 4 (現行1,000分の 3) に引き上げた上、その適用期限を平成15年 3月31日まで延長する。(租税特別措置法第83条の 6 関係)

ホ 日本鉄道建設公団が旧日本国有鉄道清算事業団から承継する土地の処分等に係る登録免許税の免税措置について、旧日本国有鉄道清算事業団等の全額出資に係る法人が平成19年 3月31日までに取得した土地等について適用対象とする経過措置を講じた上、廃止する。(租税特別措置法第84条、附則第33条関係)

(3) 適用期限の延長

関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を 5年延長する。(租税特別措置法第82条関係)

探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度の適用期限を 3年延長する。(租税特別措置法第22条、第58条の 2 関係)

交際費等の損金不算入制度の適用期限を 2年延長する。(租税特別措置法第61条の 4 関係)

次に掲げる特別措置の適用期限を 2年延長する。

イ 試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除 (租税特別措置法第10条、第42条の 4 関係)

ロ 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除 (租税特別措置法第10条の 5、第42条の 8 関係)

- ハ 商業施設等の特別償却（租税特別措置法第11条の6、第44条の7関係）
- ニ 中小企業者等の機械の特別償却（租税特別措置法第12条の2、第45条の2関係）
- ホ 経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却（租税特別措置法第13条の2、第46条関係）
- ヘ 農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却（租税特別措置法第13条の3、第46条の3関係）
- ト 鉱業用坑道等の特別償却（租税特別措置法第16条、第49条関係）
- チ 山林所得に係る森林計画特別控除（租税特別措置法第30条の2関係）
- リ 中小企業等の貸倒引当金の特例（租税特別措置法第57条の9関係）
- ヌ 電子計算機買戻損失準備金制度（租税特別措置法第56条の4関係）
- ル 農用地利用集積準備金（租税特別措置法第61条の2関係）
- ヲ 共同で現物出資をした場合の課税の特例（租税特別措置法第66条関係）
- ワ 国産石油アスファルト等に係る石油税の還付（租税特別措置法第90条の6の2関係）
- カ 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例（租税特別措置法第90条の9関係）
- コ 株式分割等に係る株券に対する印紙税の非課税（租税特別措置法第91条の4関係）
- ク 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告に係る協議等により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第77条の3関係）
- ケ 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第77条の3関係）
- コ 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第78条関係）
- ク 農業協同組合が農業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産の権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第78条の2関係）

- ネ 農業共済組合が合併により不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第78条の2関係）
 - ナ 商工組合中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第78条の4関係）
 - ラ 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業者等が認定事業再構築計画等に基づき受ける登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第80条関係）
 - ム 防災街区整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第83条の5関係）
 - ウ 認定再開発事業計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第83条の5関係）
 - エ 民間都市開発の推進に関する特別措置法の認定計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第83条の5関係）
- 次に掲げる特別措置の適用期限等を1年延長する。
- イ 特定余暇利用施設の特別償却（租税特別措置法第11条の4、第44条の5関係）
 - ロ 中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却（租税特別措置法第13条の2、第46条関係）
 - ハ 清酒等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第87条関係）
 - ニ 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例（租税特別措置法第88条の2関係）

7 その他

- (1) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度について、国税庁長官の承認の取消しがあった場合に、その承認を受けた者が死亡しているときは、その納付すべき所得税に係る延滞税の計算の起算日を、その取消しの通知をした日の翌日とすることとする。（租税特別措置法第40条関係）
- （注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に行う承認の取消しに係る延滞

税について適用する。(附則第13条関係)

(2) 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、次の改正を行うこととする。(租税特別措置法第40条の2関係)

非課税の特例の対象に、重要文化財を独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館又は独立行政法人国立科学博物館に譲渡した場合を加える。

2分の1課税の特例の対象に、重要文化財に準ずる文化財のうち独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館又は独立行政法人国立科学博物館において保存及び活用すべきものをこれらの独立行政法人に譲渡した場合を加える。

(3) 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する配当控除について、信託財産への株式の組入割合の区分に応じた配当控除割合を適用する等とする。

(租税特別措置法第9条関係)

(4) みりん等に係る酒税の税率の特例措置について、その対象酒類に合成清酒を加えた上、特例税率を適用する範囲を見直すとともに、適用税率をしょうちゅうと同様の税率とする。(租税特別措置法第87条の3関係)

(注) 上記の改正は、平成13年5月1日から実施することとし、同日において、税額が増加する酒類を酒類の製造場又は保税地域以外の場所で、一定数量以上所持する者(酒類の製造者及び酒類販売業者のほか、料理飲食店等を含む。)に対して、手持品課税を行うこととする。(附則第1条、第34条関係)

(5) その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正(第2条関係)

1 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却について、その適用期間の途中で適格合併等により被合併法人等から被災者向け優良賃貸住宅の移転を受けた場合において、当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供するときは、その残存適用期間について割増償却の適用を認めることとする。(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条関係)

- 2 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、買換資産の取得等をした事業年度の中で適格分社型分割等により買換資産を移転する場合には、分割法人等が分割等の直前において買換資産につき圧縮記帳を行うことができることとする等、上記一の5?と同様の措置を講ずることとする。(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第20条、第21条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 その他

- 1 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和53年法律第11号)の一部改正(第3条関係)

農業協同組合合併助成法の認定を受けて行われる農業協同組合の合併、森林組合合併助成法の認定を受けて行われる森林組合の合併及び漁業協同組合合併促進法の認定を受けて行われる漁業協同組合の合併に係る次の経過措置について、その適用を平成13年3月31日までに行われる合併までとする。(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第4条、第18条関係)

 - (1) みなし配当に対する源泉徴収の不適用措置
 - (2) 土地の譲渡等がある場合の特別税率の不適用
 - (3) 清算所得に係る課税の特例
 - (4) 被合併法人から引き継いだ欠損金額に係る合併法人の所得計算の特例
- 2 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)の一部改正(第4条関係)

農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に係る経過措置について、適用対象者を昭和63年1月1日から平成2年12月31日までの間に相続をした者(現行 昭和60年1月1日から昭和62年12月31日までの間に相続をした者)とした上、その適用期限を平成16年3月31日まで延長することとする。(租税特別措置法の一部を改正する法律附則第19条関係)
- 3 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)の一部改正(第5条関係)

贈与税の納税猶予の特例を受けている特例適用農地等を特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定により貸し付けた場合において、納税猶予の特例の継続適用を認める措置について次の措置を講ずることとする。（租税特別措置法の一部を改正する法律附則第36条関係）

- (1) 当該特例適用農地等を一時的道路用地等（上記一の4？ 参照）の用に供するために、当該使用貸借による権利を消滅させ、かつ、当該用に供するため地上権等の設定に基づき貸付けを行った場合には、これらの行為はなかったものとみなす等の措置を講ずる。
- (2) 適用期限を平成14年3月31日まで延長する。

（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に特例適用農地等につき使用貸借による権利を消滅させ、かつ、地上権等の設定に基づき貸付けを行った場合について適用することとする。（附則第37条関係）

- 4 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第9号）の一部改正（第6条関係）

- (1) 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度について、平成11年度税制改正で設けられた経過措置の適用期限及び源泉分離課税に係るみなし譲渡利益率を5.25%とする特例措置の期限を2年延長することとする。（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第15条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

- 5 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）の一部改正（第7条関係）

漁業再建整備特別措置法の規定に基づく認定に係る合併登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次に掲げる事項についての登記に対する税率を次のとおり軽減する措置を講ずることとする。（租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第20条関係）

- (1) 分割による株式会社等の設立又は資本の増加 1,000分の1（分割をした株式会社等の分割直前の資本の金額から分割直後の資本の金額を控除した金額を超える部分については、1,000分の3.5）

(2) 分割による法人の設立又は資本の増加の場合における不動産等の所有権の
取得 1,000分の3

(注) 上記の改正は、平成13年4月1日以後にされる認定に係る事項について
の登記に係る登録免許税について適用することとする。(附則第38条関係)

四 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成13年4月1日から施行するこ
ととする。(附則第1条関係)

2. 政令案要綱

(1) 法人税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成13.3.28 閣議決定]

1 企業組織再編成

(1) 株式の保有関係等

適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下「適格組織再編成」という。）における株式の保有関係、適格組織再編成における共同で事業を行うための要件等を定めることとする。（第4条の2関係）

(2) 資本積立金額

合併、分割、現物出資又は事後設立（以下「組織再編成」という。）における資本積立金額の計算の細目を定めることとする。（第8条の2関係）

(3) 利益積立金額

適格合併又は適格分割型分割（以下「適格合併等」という。）により引継ぎを受ける利益積立金額等の計算の細目を定めることとする。（第9条関係）

(4) 受取配当等の益金不算入

適格組織再編成により株式等が移転した場合における受取配当等の益金不算入の金額の計算の細目を定めることとする。（第20条、第22条の2関係）

(5) みなし配当

合併等により金銭その他の資産の交付を受けた場合における所有株式に対応する資本等の金額の計算等の細目を定めることとする。（第23条関係）

(6) 棚卸資産

適格合併等により引継ぎを受けた棚卸資産の期末評価額の計算等の細目を定めることとする。（第28条関係）

適格分社型分割又は適格現物出資により取得した棚卸資産の取得価額の細目を定めることとする。（第32条関係）

(7) 減価償却資産

適格組織再編成により移転を受けた建物又は営業権の取得日を定めることとする。（第48条関係）

適格組織再編成により移転を受けた減価償却資産の取得価額の細目を定め

ることとする。(第54条関係)

(8) 繰延資産

適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産の償却限度額を定めることとする。(第64条関係)

適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転する資産等と密接な関連を有する繰延資産の範囲を定めることとする。(第66条関係)

(9) 圧縮記帳

国庫補助金等に係る圧縮記帳、工事負担金に係る圧縮記帳、保険金等に係る圧縮記帳及び交換に係る圧縮記帳の規定の適用を受けた固定資産の取得価額及び合併法人等が適格組織再編成によりその固定資産の移転を受けた場合の取得価額を定めることとする。(第80条の2、第82条の2、第83条の3、第87条の2、第91条の2、第92条の2関係)

適格組織再編成により保険金等に係る圧縮記帳における特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合の取得指定期間を定めることとする。(第90条の2関係)

(10) 貸倒引当金

適格組織再編成における一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額の計算の細目を定めることとする。(第96条関係)

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金を計算する場合の貸倒実績率の特別な計算方法を定めることとする。(第97条関係)

適格分社型分割等に係る期中貸倒引当金勘定の金額の計算の細目を定めることとする。(第97条の2関係)

適格分割型分割により引き継ぐ貸倒引当金勘定の金額を定めることとする。(第98条関係)

(11) 返品調整引当金

返品調整引当金勘定の繰入れの基礎となる対象事業に係る売掛金及び棚卸資産の販売の対価の額から適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割により移転する対象事業に係るものを除くこととするほか、適格合併の場合の合併法人における返品率の計算について定めることとする。(第101条関係)

返品調整引当金勘定への繰入限度額を計算する場合の返品率の特別な計算

方法を定めることとする。(第102条関係)

適格分割型分割により引き継ぐ返品調整引当金勘定の金額を定めることとする。(第103条関係)

(12)退職給与引当金

組織再編成によりその使用人が合併法人等の業務に従事することとなった場合における退職給与引当金勘定への繰入限度額の計算等の細目を定めることとする。(第106条関係)

分社型分割、現物出資又は事後設立によりその使用人が分割承継法人等の業務に従事することとなった場合における期中退職給与引当金勘定の設定の要件を定めることとする。(第106条の2関係)

使用人が退職した場合の取崩し事由から除かれる組織再編成に係る移転使用人の要件等を定めることとする。(第107条関係)

分割等により分割承継法人等の業務に従事することとなった使用人に係る退職給与引当金勘定の引継金額の計算の細目を定めることとする。(第108条の2関係)

(13)繰越欠損金

適格合併及び合併類似分割型分割が行われた場合における被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎの細目を定めることとする。(第112条関係)

特定資本関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額により引継対象外未処理欠損金額を計算する特例を定めることとする。(第113条関係)

適格合併及び合併類似分割型分割が行われた場合における被合併法人等の未処理災害損失欠損金額の引継ぎの細目を定めることとする。(第116条の2関係)

(14)有価証券

組織再編成により取得した有価証券の取得価額の細目を定めることとする。(第119条関係)

組織再編成により取得した有価証券について、その譲渡に係る原価の額を計算する場合におけるその一単位当たりの帳簿価額の算出の方法、その選定の手続き等の細目を定めることとする。(第119条の2～第119条の5関係)

分割型分割により株式等の交付を受けた場合における有価証券の譲渡対価の額及び譲渡原価の額の計算等の細目を定めることとする。(第119条の8関係)

減資等の場合における有価証券の譲渡原価の額の計算等の細目を定めることとする。(第119条の9関係)

組織再編成により空売有価証券の引継ぎを受けた場合のその一単位当たりの譲渡対価の額の算出の方法を定めることとする。(第119条の10関係)

適格組織再編成により移転を受けた有価証券のうち売買目的有価証券とされるもの等の範囲を定めることとする。(第119条の12関係)

適格合併等により売買目的有価証券の移転を受けた場合のその評価益又は評価損の処理等の細目を定めることとする。(第119条の15、第119条の16関係)

適格分社型分割等により償還有価証券の移転をした場合のその調整差益又は調整差損の益金又は損金算入について定めることとする。(第139条の2関係)

(15) デリバティブ取引

適格合併等によりデリバティブ取引の移転を受けた場合のその利益相当額又は損失相当額の処理等の細目を定めることとする。(第120条関係)

(16) ヘッジ処理

適格組織再編成により繰延ヘッジ処理を引き継ぐ場合の有効性判定等の細目を定めることとする。(第121条～第121条の4関係)

適格合併等により移転を受けた繰延ヘッジ処理の手段となっていたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等を定めることとする。(第121条の5関係)

適格組織再編成により時価ヘッジ処理を引き継ぐ場合の有効性判定等の細目を定めることとする。(第121条の6～第121条の10関係)

適格合併等により移転を受けた時価ヘッジ処理の対象となっていた売買目的外有価証券の時価評価差額の処理等を定めることとする。(第121条の11関係)

(17) 外貨建取引の換算等

適格組織再編成により一定の要件に該当する先物外国為替契約の移転を受けた場合の外貨建資産・負債の発生時の円換算についての細目を定めることとする。(第122条関係)

組織再編成により移転を受けた外貨建資産等の期末換算の方法の選定の手続を定めることとする。(第122条の5関係)

適格合併等により期末時換算法の対象となる外貨建資産等の移転を受けた場合のその為替換算差額の処理等を定めることとする。(第122条の8関係)

適格組織再編成により一定の要件に該当する外貨建資産等及び先物外国為替契約等の移転を受けた場合の為替予約差額の配分計算の方法を定めることとする。(第122条の9関係)

(18) 移転資産等の譲渡損益

合併により移転する負債に含まれる未納法人税等を定めることとする。

(第123条関係)

合併又は分割型分割により移転する資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算における原価の額を定めることとする。(第123条の2関係)

適格合併等による資産等の引継価額を定めることとする。(第123条の3関係)

適格分社型分割等における分割承継法人等の資産及び負債の取得価額を定めることとする。(第123条の4～第123条の6関係)

(19) 株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割における移転資産等のあん分等

株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割により移転する資産等のあん分等を定めることとする。(第123条の7関係)

(20) 特定資産の譲渡等損失額の損金不算入

特定資産の譲渡等損失額の損金不算入についての細目を定めることとする。

(第123条の8関係)

特定資本関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額により特定資産に係る譲渡等損失額を計算する特例を定めることとする。(第123条の9関係)

(21) 長期割賦販売等

適格分社型分割等により契約移転をする長期割賦販売等に係る賦払金割合を定めることとする。(第124条関係)

適格組織再編成により契約の移転を受けた長期割賦販売等に係る収益及び費用の額の帰属事業年度を定めることとする。(第128条関係)

(22) 工事の請負

適格組織再編成が行われた場合における工事進行基準の適用について定めることとする。(第131条関係)

(23) 一括償却資産

適格分社型分割等が行われた場合の期中損金経理額の損金算入等について定めることとする。(第133条の2関係)

(24) 社債等の発行差益

適格組織再編成により社債券等の償還等に係る義務を引き継ぐ場合における社債券等の発行差益の益金算入等について定めることとする。(第136条の2関係)

(25) 繰延消費税額等

適格分社型分割等が行われた場合の期中損金経理額の損金算入等について定めることとする。(第139条の4関係)

(26) 所得税額控除

適格組織再編成により利子配当等の元本が移転した場合の法人税額から控除する所得税額の計算を定めることとする。(第140条の2関係)

(27) 外国税額控除

内国法人が適格組織再編成により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合における繰越控除限度額及び繰越控除対象法人税額の計算の特例、外国法人税が減額された場合の特例、外国子会社及び外国孫会社の要件等の細目を定めることとする。(第144条、第145条、第146条、第150条、第150条の3関係)

2 その他

- (1) 証券投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入について、信託財産への株式の組入割合の区分に応じた益金不算入割合を定めることとする。

(第19条の3 関係)

- (2) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に、産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律の規定に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金等を加えることとする。(第79条関係)
- (3) 外国税額控除制度について、外国法人税に含まれない外国の租税及び通常行われないと認められる特定の取引を定めることとする。(第141条、第156条の6の2 関係)

3 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成13年3月31日から施行することとする。(附則第1条関係)

(2) 所得税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成13.3.28 閣議決定]

- 1 老人等の少額預金の利子所得の非課税制度等の適用対象となる老人等の範囲に、予防接種法の2類疾病に係る健康被害救済給付を受ける者のうち、障害年金受給者及び遺族年金受給者(妻に限る。)を加えることとする。(第30条の3関係)
- 2 法人の株主等が当該法人の合併、分割等により金銭その他の資産の交付を受けた場合における配当等とみなす金額の計算の基礎となるその交付の基因となった株式に対応する資本等の金額の計算方法等を定めることとする。(第61条関係)
- 3 総収入金額不算入の対象となる国庫補助金等の範囲に、新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う福祉用具実用化開発推進事業又は産業技術実用化開発補助事業に係る助成金を追加することとする。(第89条関係)
- 4 法人の合併、分割等により取得した株式の取得価額の計算方法の整備を行うこととする。(第111条~第114条関係)
- 5 個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額等の計算方法の整備を行うこととする。(第144条、第145条関係)
- 6 生命保険料控除及び損害保険料控除の対象となる第三分野の保険契約の内容等の細目を定めることとする。(第208条の3、第210条の2、第212条の2、附則第5条関係)
- 7 外国税額控除制度について、外国所得税に含まれない外国の租税及び通常行われないと認められる特定の取引を定めることとする。(第221条関係)
- 8 法人の株主等が当該法人の合併、分割等により一定の金銭その他の資産(以下

「交付金銭等」という。)の交付を受ける場合における告知の対象となる交付金銭等の範囲を定めるとともに、その交付金銭等の受領者の告知及び告知の特例等の細目を定めることとする。(第346条関係)

9 その他所要の規定の整備を行うこととする。

10 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成13年3月31日から施行することとする。(附則第1条関係)

(3) 相続税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成13.3.28 閣議決定]

- 1 合併・分割等の企業の組織再編成に係る行為又は計算の否認規定の適用対象となる特別の関係のある者の範囲を定めることとする。(第31条関係)

- 2 この政令は、平成13年3月31日から施行することとする。

(4) 地価税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成13.3.28 閣議決定]

- 1 合併・分割等の企業の組織再編成に係る行為又は計算の否認規定の適用対象となる特殊の関係のある者の範囲を定めることとする。(第22条関係)
- 2 この政令は、平成13年3月31日から施行することとする。

(5) 消費税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成13.3.28 閣議決定]

- 1 保険料が役務に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされ、その役務の提供が非課税の対象から除かれることとなる一定の契約として、年金資金運用基金が締結する生命保険に係る契約を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととする。(第10条関係)
- 2 非課税の対象となる教育に関する役務の提供に類するものとして、独立行政法人農業者大学校等が行う教育としての役務の提供を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととする。(第16条関係)
- 3 合併又は分割等があった場合の納税義務の免除の特例について、その課税期間の基準期間における課税売上高の計算等に関する所要の規定の整備を行うこととする。(第22条、第23条関係)
- 4 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例又は工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例の適用を受けている法人が分割をした場合における当該資産の譲渡等の時期の特例の適用に関する所要の規定を定めることとする。(第35条、第38条関係)
- 5 仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用がない分割等に係る課税期間について、分割等があった場合の納税義務の免除の特例に準じて所要の規定の整備を行うこととする。(第55条関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 この政令は、平成13年4月1日から施行することとする。

(6) 国税通則法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成13.3.28 閣議決定]

- 1 法人税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、納税義務の成立時期の特例等について所要の規定の整備を行うこととする。
- 2 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成13年3月31日から施行することとする。

(7) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成13.3.28 閣議決定]

1 住宅税制

- (1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用対象となる買換え資産に該当する家屋の床面積要件の上限を280㎡(現行240㎡)に引き上げるとともに、耐火建築物の築後経過年数要件を25年以内(現行20年以内)とする。(第24条の5関係)
- (2) 住宅借入金等に係る税額控除制度について、適用対象となる住宅借入金等の範囲に、旧年金福祉事業団の住宅融資事業を引き継ぐ年金資金運用基金からの住宅借入金等を定める等の整備を行うこととする。(第26条関係)
- (3) 住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、適用対象者の所得要件である合計所得金額の計算方法、適用対象から除外される譲渡先である特別関係者の範囲、適用対象となる増改築等の範囲等を定めることとする。(第40条の5関係)

2 金融関係税制

- (1) 商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算方法、商品先物取引の差金等決済をする者の告知の特例、商品先物取引に関する調書の提出に係る税務署長の承認に係る手続等を定めることとする。(第26条の23～第26条の25関係)
- (2) 非居住者又は外国法人の一括登録国債の利子の課税の特例制度について、適格外国仲介業者を通じて一括登録国債を混蔵寄託する場合の所有期間明細書の提出の特例、税務署長による適格外国仲介業者の承認を受けるための申請書の提出等に係る手続、適格外国仲介業者が混蔵寄託を受けた一括登録国債について受寄金融機関等に対して行う通知等について定めることとする。(第3条関係)

3 社会経済情勢の変化への対応

(1) 情報通信

特定電気通信設備等の特別償却制度について、広帯域加入者網普及促進設備等の対象範囲を定めることとする。(第6条、第28条の9関係)

(2) 認定特定非営利活動法人への支援

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例について、認定特定非営利活動法人の要件、認定申請手続等の細目について定めることとする。(第39条の22の2関係)

(3) 土地税制

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象となる環境事業団が行う特定施設の設置事業の用に供するための土地等の買取りについて、その対象となる特定施設の範囲に次の施設を加えることとする。(第22条の8、第39条の5関係)

イ その敷地面積が5ha以上の大規模廃棄物焼却施設で地方公共団体等に譲渡されるもの

ロ その敷地面積が5ha以上の建設廃棄物処理施設で地方公共団体その他一定の者に譲渡されるもの

ハ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設で地方公共団体等に譲渡されるもの

ニ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設で環境事業団がポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理及び当該施設の管理を行うもの

農地保有の合理化等のために土地等を譲渡した場合の800万円特別控除について、適用対象となる林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法のアツせんにより譲渡される山林に係る土地の譲渡の要件を定めることとする。(第22条の9、第39条の6関係)

(4) 福祉・環境

高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、適用対象となる賃貸住宅の範囲等を定めることとする。(第7条、第29条の4関係)

医療用機器等の特別償却制度について、次の改正を行うこととする。(第6条の6、第6条の7、第28条の16関係)

イ 救急医療用機器に係る特別償却の対象設備の範囲を定める。

ロ 建替え病院用建物に係る特別償却の適用要件及び基準取得価額を計算する場合の取得価額に乗ずる割合を定める。

公害防止用設備の特別償却制度について、フロンの回収又は破壊の用に供する一定の設備を適用対象に加えるとともに、一般公害防止用設備の適用対象要件として取得価額の最低限度を設けることとする。（第5条の9、第28条関係）

再商品化設備等の特別償却制度について、再生資源の利用の促進に著しく資する設備の対象範囲に廃棄物の再生利用に著しく資する設備を加えることとする。（第6条の3、第28条の12関係）

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、環境事業団法のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に関する業務を適用対象に加えるほか、対象となる業務の範囲の見直しを行うこととする。（第18条の3、第39条の22関係）

(5) その他

農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等の特例について、一時的道路用地等に係る税務署長の承認手続、継続貸付届出書の提出要領、その他適用に関する事項を定めることとする。（第40条の6、第40条の7関係）

4 企業組織再編成

(1) 特別税額控除、特別償却

試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度について、分割等が行われた場合における分割法人等又は分割承継法人等のそれぞれの比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額に係る計算の細目等を定めることとする。（第27条の4関係）

電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度等について、リース税額控除に係る適用対象資産を事業の用に供しなくなった場合の取戻し課税の適用を受けない事実、適格分割による移転等を加えることとする。（第27条の6、第27条の7、第27条の8、第27条の10、第27条の12関係）

事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、次の改正を行うこととする。（第27条の8関係）

イ 適用対象となる設立5年以内の中小企業者等が合併法人等である場合における当該設立の日とする日を定める。

ロ 適用対象となる一定割合以上の試験研究費を支出する法人が合併法人等である場合におけるその割合の算定の基礎となる前1年間の総収入金額及び試験研究費の額に係る計算の細目について定める。

製品輸入額が増加した場合の特別税額控除制度について、分割等が行われた場合における分割法人等又は分割承継法人等のそれぞれの基準年度の製品輸入額の合計額に係る計算の細目等を定めることとする。（第27条の11関係）

(2) 準備金

海外投資等損失準備金について、準備金を積み立てている法人が適格分割等により分割承継法人等に特定法人の株式等又は資源特定債権を移転した場合における引き継ぐ準備金の金額の計算、準備金に係る特定法人が分割等を行った場合の準備金の取扱い等を定めることとする。（第32条の2関係）

特定海外債権に係る海外投資等損失準備金について、分割等により特定海外債権の全部の移転を受けた分割承継法人等の分割等の日を含む事業年度以後の各事業年度における基準日の特定海外債権の金額の計算方法等を定めることとする。（第32条の3関係）

自由貿易地域投資損失準備金について、準備金に係る認定法人が分割等を行った場合の準備金の取扱い等を定めることとする。（第32条の4関係）

創業中小企業投資損失準備金について、準備金に係る特定会社が分割等を行った場合の準備金の取扱い等を定めることとする。（第32条の5関係）

特定災害防止準備金について、合併等により特定施設の移転を受けた合併法人等の合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度における準備金の積立限度額の計算方法等を定めることとする。（第32条の8関係）

電子計算機買戻損失準備金について、合併又は分割型分割により特定電子計算機の買戻しを行うこととなった製造業者等が合併等の日を含む事業

年度以後の各事業年度における買戻損失の発生割合の計算方法等を定めることとする。(第32条の12関係)

プログラム等準備金について、次のとおり改正することとする。(第33条関係)

イ プログラム等準備金の積立限度額の計算において、その計算の基礎となる自ら開発したプログラム等に係る収入金額の範囲に、適格合併等により移転を受けたプログラム等に係る収入金額を加える。

ロ 統合情報処理システムサービスに係るプログラム等準備金について、適格分割型分割により無償補修義務を移転した場合における引き継ぐ準備金の金額等を定める。

特別修繕準備金について、適格合併等により特別修繕準備金の対象資産の移転を受けた合併法人等の合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度における準備金の積立限度額の計算方法等を定めることとする。(第33条の7関係)

探鉱準備金について、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ準備金の金額の計算方法等を定めることとする。(第34条の2関係)

(3) 農用地等を取得した場合の課税の特例について、圧縮記帳の適用を受けている農用地等を適格合併等により移転した場合には、被合併法人等において取得価額に算入されなかった金額は、合併法人等の農用地等の取得価額に算入しないこととする。(第37条の3関係)

(4) 土地の譲渡等がある場合の特別税率及び短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率について、譲渡された土地等が適格合併等により移転を受けた土地等である場合には、被合併法人等の土地等の取得の日を取得したものとみなして、その譲渡利益金額の計算及び短期所有土地等の判定を行うこととする。(第38条の4関係)

(5) 収用換地等の場合の所得の特別控除制度について、適格合併等により収用等に伴い設けた特別勘定を引き継いだ場合において、代替資産を取得した場合以外の場合で取り崩すこととなったときは、合併法人等に収用換地等の場合の所得の特別控除の適用を認めることとする。(第39条の3関係)

(6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、特別勘定を設けてい

る法人が適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額の計算方法を定めるほか、適格合併等が行われた場合の被合併法人等及び合併法人等における圧縮記帳及び特別勘定の処理等に関する細目について定めることとする。（第39条の7関係）

- (7) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例及び転廃業助成金等に係る課税の特例について、適格合併等が行われた場合の被合併法人等及び合併法人等における圧縮記帳及び特別勘定の処理等に関する細目について定めることとする。（第39条、第39条の9、第39条の9の2、第39条の27関係）

- (8) 欠損金の繰越期間の特例について、次の改正を行うこととする。

設備廃棄等による欠損金の繰越期間の特例について、適格合併又は合併に類する適格分割型分割が行われた場合における合併法人等が当該合併等により設立された法人等であるときの設備廃棄等による欠損金額が生じたものとみなされる当該合併法人等の事業年度等を定める。（第39条の23関係）

特定対内投資事業者又は中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法等の認定法人に係る欠損金の繰越期間の特例について、適用対象となる特定対内投資事業者又は認定法人が合併法人等である場合における設立の日とする日を定めるとともに、適格合併又は合併に類する適格分割型分割が行われた場合における合併法人等が当該合併等により設立された法人等であるときの特例欠損金額が生じたものとみなされる当該合併法人等の事業年度等を定める。（第39条の24関係）

- (9) 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度について、対象となる設立10年以内の中小企業者等が分割承継法人である場合における当該設立の日とする日を定めることとする。（第39条の35の2関係）

- (10) 株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例について、株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割により移転する資産等のあん分等を定めることとする。（第39条の38関係）

(11) その他

その他合併・分割等に係る所要の整備を行うこととする。

5 特別税額控除、減価償却の特例等

- (1) 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加えるとともに、適用対象となる試験研究費の範囲から伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金を除外することとする。(第5条の3、第27条の4関係)
- (2) 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、適用対象となる機械及び装置の取得価額の最低限度を280万円(現行250万円)に、リース費用の総額の最低限度を370万円(現行340万円)にそれぞれ引き上げることとする。(第5条の7、第27条の8関係)
- (3) 航空機の特別償却制度について、経営の合理化に著しく資する航空機の範囲を定めることとする。(第28条関係)
- (4) 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、適用対象となる中核的民間施設の取得価額の最低限度を6億円(現行5億円)に引き上げるとともに、適用対象となる農林業等活性化基盤施設の見直しを行うこととする。(第28条の3関係)
- (5) 地震防災対策用資産の特別償却制度について、適用対象者の範囲を定めることとする。(第5条の10、第28条の4関係)
- (6) 特定余暇利用施設の特別償却制度について、適用対象となる特定余暇利用施設の取得価額の最低限度を1億3千万円(現行1億2千万円)に引き上げることとする。(第5条の12、第28条の8関係)
- (7) 商業施設等の特別償却制度について、中小小売商業振興法の店舗集団化計画に係る共同利用施設等を適用対象となる商業施設等の範囲から除外することとする。(第6条の2、第28条の10関係)
- (8) 低開発地域等における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正を行うこととする。(第6条の5、第28条の14関係)

半島振興対策実施地域に係る適用期限を2年延長する。

過疎地域に類する離島振興対策実施地域及び奄美群島に係る対象事業の範囲にソフトウェア業を加えるとともに、対象資産の取得価額の最低限度を2,500万円超（現行2,300万円超）に引き上げるほか、過疎地域に類する地区の要件の見直しを行った上、これらの地区に係る適用期限を離島振興対策実施地域については2年、奄美群島については3年延長する。

水源地域に係る対象資産の取得価額の最低限度を2,500万円超（現行2,300万円超）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

離島振興対策実施地域に係る対象資産の取得価額の最低限度を2,500万円超（現行2,300万円超）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

- (9) 農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却制度について、対象資産の範囲から器具及び備品を除外することとする。（第6条の10、第29条の3関係）
- (10) 林業経営改善計画を実施する者の林業用機械等の割増償却制度について、適用対象者の要件の見直しを行うこととする。（第6条の10、第29条の3関係）
- (11) 優良賃貸住宅の割増償却制度について、適用対象となる賃貸住宅の範囲の見直しを行うこととする。（第7条、第29条の4関係）
- (12) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、都市再開発法の施設建築物及び雨水貯留・浸透施設の対象範囲の見直しを行うこととする。（第7条の2、第29条の5関係）
- (13) 電子計算機買戻損失準備金について、特別買戻損失の発生割合の計算方法の見直しを行うこととする。（第32条の12関係）
- (14) プログラム等準備金について、汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用に係る積立限度額を年6億5千万円とする。（第12条の2、第33条関係）
- (15) 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、取引先から除外される特殊の関係にある外国法人の範囲の見直しを行うこととする。（第34条関係）

6 その他

- (1) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度における国税庁長官の承認の要件について、次の改正を行うこととする。(第25条の17関係)

法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる独立行政法人に対する財産の贈与又は遺贈(以下「贈与等」という。)については、当該贈与等が公益の増進に著しく寄与すること及び当該贈与等により贈与者又は遺贈者の所得税等を不当に減少させる結果とならないと認められることの要件を不要とする。

その贈与等に係る財産について、やむを得ない事情があることによりその贈与等を受けた法人の当該贈与等に係る公益を目的とする事業の用に供され、又は供されると見込まれるまでの期間が当該贈与等のあった日以後2年を超えると認められる場合には、当該期間を国税庁長官の認める日まで延長することができるものとする。

- (2) 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する配当控除について、配当控除割合に係る信託財産への株式以外の資産の組入割合等を定めることとする。(第4条の5関係)
- (3) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、共同事業合併に該当する場合の要件を定めることとする。(第39条の29)
- (4) 揮発油税及び地方道路税を免除する揮発油として、ポリアクリル酸又はアクリル酸とアクリル酸塩の共重合物を製造するためのアクリル酸の重合溶剤用又はアクリル酸とアクリル酸塩の共重合溶剤用に供される揮発油を加えることとする。(第47条関係)
- (5) その他所要の規定の整備を行うこととする。

7 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成13年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

(8) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する
法律施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成13.3.28 閣議決定]

- 1 住宅ローン税額控除制度の控除額の特例について、再建住宅借入金等の金額及び他の住宅借入金等の金額を有する場合の住宅借入金等特別控除額の計算方法の整備を行うこととする。(第14条の2関係)
- 2 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、特別勘定を設けている法人が適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額の計算方法を定めるほか、適格合併等が行われた場合の被合併法人等及び合併法人等における圧縮記帳及び特別勘定の処理等に関する細目について定めることとする。(第18条関係)
- 3 被災者が新築又は取得した建物に係る所有権の保存登記等に係る登録免許税の免税措置の適用対象者に、被災した建物に係る営業を承継した分割承継法人を加えることとする。(第29条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成13年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

3. 附帯決議

(1) 「法人税法等の一部を改正する法律案」及び「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議

[平成13.3.2 衆議院財務金融委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化に努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税のあり方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。
- 一 租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。
- 一 特定非営利活動を支援する税制については、非営利活動を促進するという趣旨等に従って認定基準を定めるとともに、その実態等を踏まえ、引き続き検討すること。
- 一 変動する納税環境、業務の一層の複雑化・高度情報化・国際化、更には滞納整理等に伴う事務量の増大にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税負担の公平を確保する税務執行の重要性を踏まえ、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、定員の確保及び機構・職場環境の充実に特段の努力を行うこと。
- 一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の一層の機械化促進に特段の努力を行うこと。

(2) 「法人税法等の一部を改正する法律案」及び「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議

[平成13.3.27 参議院財政・金融委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直し等を行い、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。
- 一 特定非営利活動法人に対する寄附金税制について、非営利活動を促進するという趣旨等を十分踏まえ、認定基準を定めるほか、特定非営利活動法人に対する税制について、その実態等にかんがみ、引き続き検討すること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、事務に関する機構・職場環境の充実及び一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

(二) 地方税関係

1. 法律案要綱

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

[平13. 2.13 閣議決定]

最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び適正化等を図るため、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の特例措置の創設、被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設、一定の者に関する輸入軽油に係る軽油引取税の課税の時期の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を平成15年12月31日まで延長すること。(附則第4条の2関係)
- 2 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成15年12月31日まで延長すること。(附則第33条の3関係)
- 3 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る平成12年度分及び平成13年度分の課税の特例の適用期間を平成16年度まで延長すること。(附則第34条関係)
- 4 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期間を平成16年度まで延長すること。(附則第34条の2関係)
- 5 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構が支払う保険金のうち利息等に相当する部分等について、道府県民税利子割の課税対象とすること。(第23条関係)
- 6 生命保険料控除又は損害保険料控除について、生命保険会社等又は損害

保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により病院又は診療所に入院して医療費を支払ったこと等に基因して保険金が支払われる保険契約に係る保険料を生命保険料控除の対象とする等の所要の整備を行うこと。（第34条、第314条の2関係）

7 所得割の納税義務者が平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に、商品取引所法に規定する先物取引（以下「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引の差金等決済をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得については、他の所得と分離して道府県民税100分の2、市町村民税100分の4の税率により申告を通じて課税すること。（附則第35条の4関係）

8 商法改正による会社分割の制度の創設に伴い、次のとおり分割・合併等の企業組織再編成に係る措置を講ずること。

（一）法人税法に規定する適格合併又は合併類似適格分割型分割が行われた場合において、被合併法人又は分割法人について欠損金の繰戻し還付を受けた法人税額（被合併法人の合併の日の前日又は分割法人の分割の日の前日の属する事業年度以前の事業年度（合併法人の合併の日又は分割承継法人の分割の日の属する事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度に限る。）に係る当該繰戻し還付を受けた法人税額のうち、被合併法人又は分割法人において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該繰戻し還付を受けた法人税額は、合併法人又は分割承継法人の道府県民税及び市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額から繰越控除すること。（第53条、第321条の8関係）

（二）法人である特定信託の受託者が当該特定信託に係る営業を承継させる分割をした場合においては、当該特定信託に係る営業を承継した法人は、当該営業を承継させる分割をした法人の各計算期間の法人税額に係る道府県民税及び市町村民税の納付義務を承継すること。（第70条の2、第335条関係）

9 課税標準となる法人税額から中小企業者等の試験研究費の一定割合を控

除する法人税割の特例措置について、その適用期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第8条関係）

二 事業税

商法改正による会社分割の制度の創設に伴い、次のとおり分割・合併等の企業組織再編成に係る措置を講ずること。

- 1 事業年度の中途において、合併により解散をした場合にはその事業年度の開始の日から合併の日の前日までの期間を、その法人が分割法人となる分割で分社型分割以外の分割を行つた場合にはその事業年度開始の日から分割の日の前日までの期間及び分割の日からその事業年度の末日までの期間を、それぞれ一の事業年度とみなすこと。（第72条の13関係）
- 2 法人税法において分割・合併等の企業組織再編成に係る移転資産等の譲渡損益に係る措置が講じられることに伴い、合併による清算所得に対する法人事業税を廃止すること。（第72条の14、第72条の32関係）
- 3 法人税法に規定する適格合併に係る合併法人が前期確定税額方式により中間申告を行う場合には、その中間納付額の計算の基礎に、被合併法人の各事業年度（その月数が6月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度における事業税額を加算すること。（第72条の26関係）
- 4 道府県知事が自らその調査によつて課税標準等の更正又は決定をすることができる法人に対し、組織再編成に係る租税回避を防止するための規定を設けること。（第72条の43関係）
- 5 法人である特定信託の受託者が当該特定信託に係る営業を承継させる分割をした場合においては、当該特定信託に係る営業を承継した法人は、当該営業を承継させる分割をした法人の各計算期間に係る事業税の納付義務を承継すること。（第72条の71関係）

三 不動産取得税

- 1 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

（一）旧日本国有鉄道清算事業団が投資した事業を經營する者が、日本鉄道建設公団の所有する土地の効果的な処分を推進するため、同公団から地

上権の設定を受けた土地を一定の方法により取得する場合の当該土地の取得に係る非課税措置（附則第10条関係）

- (二) 都市計画法に規定する地区計画等の区域内にある不動産に代わるものとして取得する道路法に規定する道路一体建物又はその敷地に係る課税標準の特例措置（附則第11条、附則第11条の5、附則第11条の6関係）
- (三) 中心市街地における都市計画自転車駐車場に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

2 次のとおり非課税措置等を改めること。

- (一) 都市基盤整備公団が業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象から教養施設の用に供する不動産を除外すること。（第73条の4関係）
- (二) 雇用・能力開発機構が業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象から炭鉱離職者の職業訓練用の宿舍の用に供する不動産を除外すること。（第73条の4関係）
- (三) 新エネルギー・産業技術総合開発機構が業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象から石炭鉱害賠償等臨時措置法に規定する業務の用に供する不動産を除外すること。（第73条の4関係）
- (四) 地域振興整備公団が業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象から一定の不動産を除外すること。（第73条の4関係）
- (五) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を農用地区域内にある土地にあつては当該土地の価格の5分の1（現行4分の1）、農用地区域内にある土地以外の土地にあつては当該土地の価格の6分の1（現行5分の1）としたうえ、その適用期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）
- (六) 新事業創出促進法の認定事業再構築計画に従つて設立された新設会社が特定会社から取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置につい

て、価格から控除すべき額を当該不動産の価格の10分の1（現行6分の1）としたうえ、その適用期限を平成15年3月31日まで延長すること。
（附則第11条関係）

- 3 商法等に規定する分割により取得する不動産について、一定の要件の下で、非課税措置を講ずること。（第73条の7関係）
- 4 共有物分割による不動産の取得について、一定の要件の下で、非課税措置を講ずること。（第73条の7関係）
- 5 承継銀行が取得する不動産に係る非課税措置を恒久化すること。（第73条の7関係）
- 6 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の現物出資により設立される株式会社又は有限会社が当該現物出資により取得する不動産について、一定の要件の下で、当該取得が平成16年3月31日までの間に行われたときに限り、非課税措置を講ずること。（附則第10条関係）
- 7 農業者年金基金が取得する不動産について、当該取得が平成18年3月31日までの間に行われたときに限り、非課税措置を講ずること。（附則第10条関係）
- 8 一定の投資信託により取得する一定の不動産について、当該取得が平成15年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。
（附則第11条関係）
- 9 一定の投資法人が取得する一定の不動産について、当該取得が平成15年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）
- 10 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に規定する都道府県知事のおつせんによる土地の取得について、当該取得が平成15年3月31日までに済んだときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例を講ずること。（附則

第11条関係)

- 11 農業協同組合連合会が農業協同組合からの信用事業の全部譲渡により取得する不動産について、当該取得が平成16年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。(附則第11条関係)
- 12 農林中央金庫が農業協同組合又は信用農業協同組合連合会からの信用事業の譲渡に伴い取得する不動産について、当該取得が平成16年3月31日までの間に行われたときに限り、信用事業の全部譲渡によるものにあつては当該不動産の価格の2分の1、信用事業の一部の譲渡によるものにあつては当該不動産の価格の4分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。(附則第11条関係)
- 13 民間都市開発推進機構が取得する事業見込地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成14年3月31日まで延長すること。(附則第11条関係)
- 14 次に掲げる非課税措置等の適用期限を平成15年3月31日まで延長すること。
 - (一) 協定銀行が取得する不動産に係る非課税措置(附則第10条関係)
 - (二) 港湾法又は漁港法の規定に基づきN T T - A型の無利子貸付けを受けて第三セクター等が取得する港湾施設又は漁港施設の用に供する土地で国又は地方公共団体等に無償譲渡されるものに係る非課税措置(附則第10条関係)
 - (三) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置(附則第11条関係)
 - (四) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場であつて附置義務駐車場以外のものに係る課税標準の特例措置(附則第11条関係)
 - (五) 防災街区整備権利移転等促進計画に基づき取得する地区防災施設の用

に供する土地又は特定建築物地区整備計画の区域内の建築物の用に供する土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条）

（六）河川法に規定する河川立体区域制度による河川整備に係る事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

（七）都市再開発法に規定する再開発事業区域の区域内の土地の所有者が同法に規定する認定再開発計画に係る再開発事業で当該再開発事業により整備される公共施設の規模その他一定の要件を満たすものにより建築された建築物の敷地の用に供する土地（住宅の用に供する土地を除く。）を取得した場合における課税標準の特例措置（附則第11条関係）

（八）鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

（九）心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置（附則第11条の4関係）

（十）入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置（附則第11条の4関係）

（十一）農住組合が行う交換分合により取得する土地に係る税額の減額措置（附則第11条の4関係）

（十二）特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づく営業譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置（附則第11条の4関係）

（十三）産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画に従つて譲渡される不動産に係る税額の減額措置（附則第11条の4関係）

（十四）関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設及びその土地に係る課税標準等の特例措置（附則第39条関係）

15 次に掲げる特例措置の適用期限を3年延長すること。

- (一) 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなされる時期を家屋新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置(附則第10条の2関係)
 - (二) 住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置(4分の1減額)及び新築特例適用住宅用土地に係る減額措置(床面積の2倍(200平方メートル限度)相当額の減額)について、土地取得後の住宅取得までの経過年数要件を3年以内に緩和する特例措置(附則第10条の2関係)
 - (三) 自己の居住の用に供しない新築特例適用住宅及び当該特例適用住宅に係る土地の取得に係る税額の減額措置について、新築の日から2年以内に緩和する特例措置(附則第10条の2関係)
 - (四) 住宅に係る税率の特例措置(附則第11条の2関係)
 - (五) 住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置(附則第11条の3関係)
 - (六) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する土地に係る納税義務の免除措置についてその徴収猶予期間を5年延長する特例措置(附則第11条の7関係)
- 16 土地区画整理事業の施行に伴い取得された保留地に対する非課税措置の対象に高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する同意保留地の取得を追加すること。(第73条の6関係)
- 17 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除すべき額を当該不動産の価格の3分の2(現行2分の1)としたうえ、その適用期限を平成15年3月31日まで延長すること。(附則第11条関係)
- 18 一定の民法第34条の法人が国の機関の敷地内に取得する研究交流促進法に規定する国の機関との共同研究施設に係る課税標準の特例措置について、対象に非課税独立行政法人の敷地内に取得する当該非課税独立行政法人との一定の共同研究施設を追加するとともに、その適用期限を平成15年3月31日まで延長すること。(附則第11条関係)

- 19 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が、一定の公共事業の用に供するため特例適用農地等を一時使用させて贈与税の納税猶予の継続が認められるときは、徴収猶予を継続する特例措置を講ずること。（附則第12条関係）

四 自動車税

- 1 排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、税込中立を前提に、次のように講ずること。（附則第12条の3関係）

（一）環境負荷の小さい自動車

平成13年度及び平成14年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度及び翌々年度に次の特例措置を講ずること。

ア 最新排出ガス規制値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率の概ね100分の50を軽減する特例措置

イ 最新排出ガス規制値より50パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすものについて、税率の概ね100分の25を軽減する特例措置

ウ 最新排出ガス規制値より25パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすものについて、税率の概ね100分の13を軽減する特例措置

（二）環境負荷の大きい自動車

平成13年度及び平成14年度に新車新規登録から11年（ガソリン車（LPG車を含む。）については13年）を経過した自動車について、税率の概ね100分の10を重課する特例措置（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車は除く）。

- 2 自動車の標準税率に乗用車、トラック、バス及び三輪の小型自動車に係る区分を定めることに伴う規定の整備を行うこと。(第147条関係)
- 3 自動車税の全国統一様式の導入に伴う規定の整備を行うこと。(第151条、第152条関係)

五 鉱区税

石炭鉱業構造調整臨時措置法の坑口開設工事等の許可が拒否されたことにより石炭を掘採することができない採掘鉱区に係る鉱区税の税率の特例措置を廃止すること。(第180条関係)

六 固定資産税及び都市計画税

- 1 次のとおり被災住宅用地に係る特例措置を講ずること。
 - (一) 震災等の事由により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で被災年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの(以下「被災住宅用地」という。)のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。(第349条の3の3、第702条の3関係)
 - (二) 仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、被災年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者等をもつて当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。(第349条の3の3、第702条の3関係)
 - (三) 震災等により滅失し、又は損壊した区分所有家屋に係る敷地の用に供されていた共用土地であつた土地(において「被災共用土地」という。)に対して課する被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税につい

ては、当該被災共用土地の各共有者が当該被災共用土地の持分の割合等によつてあん分した額について納付する義務を負うこととすること。

(第352条の2関係)

- (四) 仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、被災年度に係る賦課期日における当該被災共用土地の所有者等をもつて当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該仮換地等の各共有者が当該仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地の各共有者の持分の割合等によつてあん分した額について納付する義務を負うこととすること。(第352条の2関係)

2 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

- (一) 新エネルギー・産業技術総合開発機構(旧石炭鉱業合理化事業団を含む。)が石炭鉱業を整備するため買収して保有する一定の固定資産及び新エネルギー・産業技術総合開発機構が石炭鉱害賠償等臨時措置法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置(第348条関係)
- (二) 地域振興整備公団が一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置(第348条関係)
- (三) 都市計画において定められ、かつ、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する基本計画に定められた一定の特定自転車駐車場に係る固定資産税の課税標準の特例措置(附則第15条関係)
- (四) 鉄道事業者が地震防災上必要とされる一定の補強のための工事により取得した線路設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(附則第15条関係)

3 次のとおり非課税措置等を改めること。

- (一) 雇用・能力開発機構が業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象から炭鉱離職者の職業訓練用

の宿舍の用に供する固定資産を除外すること。（第348条関係）

- （二）国際協力事業団が業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象から基礎的調査業務等の用に供する固定資産を除外すること。（第348条関係）
- （三）鉄道事業者が公共事業に係る政府の補助を受けて雪崩、落石等による災害の防止のために敷設した一定の線路設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる工事を雪崩、落石防止等工事に限定すること。（第349条の3関係）
- （四）高圧ガス保安協会が一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とすること。（第349条の3関係）
- （五）鉄道事業者等が事業の用に供する送電施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の6分の5（現行取得後5年度間はその価格の6分の5、その後5年度間はその価格の10分の9）とすること。（第349条の3関係）
- （六）石油以外のエネルギー資源の地域における有効利用の促進に資する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、太陽熱の有効利用の促進に資する一定の設備について課税標準を取得後3年度間はその価格の10分の9（現行8分の7）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- （七）一般電気事業者等が電線を道路の地下に埋設するために新設した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、上空にある電線に代えて電線を道路の地下に埋設するために新設した償却資産について課税標準を取得後5年度間はその価格の6分の5（現行5分の4）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- （八）電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施される

信頼性向上施設整備事業により新設される一定の電気通信設備又は施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の設備又は施設について課税標準を取得後5年度間はその価格の4分の3（現行3分の2）と、一定の設備又は施設について課税標準を取得後5年度間はその価格の5分の4（現行4分の3）としたうえ、その対象資産の新設期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

（九）特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質に代替する物質を使用するために新たに開発され、又は著しく改良された一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後3年度間はその価格の6分の5（現行5分の4）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

（十）特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する特定優良賃貸住宅である貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象を地上階数3以上の耐火構造のもので一定のものに限定すること。（附則第16条関係）

（十一）三大都市圏の特定市の一定の市街化区域農地で、平成6年4月1日以後において、住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、かつ、土地区画整理事業等に係る認可等がされた区域内に所在するもののうち、平成10年12月31日までの間に住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、又は土地区画整理事業等に係る認可等がされた区域内に所在するものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、3年度間はその固定資産税額及び都市計画税額の10分の1（現行6分の1）の額を減額することとしたうえ、その決定及び認可等の期限を平成14年12月31日まで延長すること。（附則第29条の6関係）

4 一定の事業の施行により必要を生じた橋りょうの新設等により鉄道事業者等が敷設した線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2、その後5年度間は

その価格の6分の5（現行取得後5年度間はその価格の3分の1、その後5年度間はその価格の3分の2）としたうえ、河川に係る事業の施行に係る場合の課税標準を取得後5年度間はその価格の6分の1、その後5年度間はその価格の3分の1（現行取得後5年度間はその価格の3分の1、その後5年度間はその価格の3分の2）とすること。（第349条の3関係）

5 電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施される高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設される一定の高度有線テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間4分の3（現行6分の5）としたうえ、一定の施設に係る課税標準を取得後5年度間8分の7（現行6分の5）とするとともに、その対象資産の取得期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

6 一定の非課税独立行政法人が民法第34条の法人から無償で借り受けて一定の業務の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税を非課税とすること。（第348条、第702条の2関係）

7 都市緑地保全法に規定する認定計画に従って都市緑地保全法の一部を改正する法律の施行の日から平成15年3月31日までの間に新設された一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準を取得後5年度間はその価格の2分の1とすること。（附則第15条関係）

8 一定の第三セクターが公共事業に係る政府の補助を受けて行う既設の駅の改良工事で駅周辺の都市機能の増進に資するものとして一定のものにより取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準を取得後5年度間はその価格の4分の3とすること。（附則第15条関係）

9 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅のうち、同法の施行の日から平成16年3月31日までの間に新築されたものについては、新築後5年度間に限り、その固定資産税額の3分の2の額を減額すること。（附則第16条関係）

10 既設の鉄道等と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交

差化施設等に係る固定資産税の非課税措置について、その対象に飛行場の滑走路の延長に伴い新たに建設された立体交差化施設を追加すること。

(法第348条関係)

11 一定の民法第34条の法人が国の機関の敷地内に取得する研究交流促進法に規定する国の機関との共同研究施設に係る課税標準の特例措置について、対象に非課税独立行政法人の敷地内に取得する当該非課税独立行政法人との一定の共同研究施設を追加すること。(附則第15条関係)

12 電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従つて実施される高度通信施設整備事業により新設される一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の設備に係る課税標準を取得後5年度間はその価格の5分の4(現行10分の9)としたうえ、対象に一定の有線放送電話業者が新設した一定の設備を追加するとともに、その対象資産の新設期限を平成15年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

13 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

(一) 鉄道事業者等が設置する一定の自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成15年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

(二) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場であつて附置義務駐車場以外のものの用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の設置期限を平成15年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

(三) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成15年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

(四) 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づき、公的医療

機関の開設者等が国から無償又は減額した価額で国立病院等の用に供されている資産の譲渡を受けて取得した一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成16年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

（五）一定の一般放送事業者が新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

（六）電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

（七）離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新造の期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

（八）鉄道事業者等が、既設の鉄道等の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものにより取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

（九）鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

（十）市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第16条関係）

（十一）関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象家屋の建設期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第39

条関係)

七 特別土地保有税

1 徴収猶予及び免除制度について、次の措置を講ずること。

(一) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税土地として使用し、又は使用させる場合もその対象としたうえ、その土地の譲渡期限を平成15年3月31日まで延長すること。(附則第31条の3の2関係)

(二) 平成13年4月1日において特別土地保有税に係る徴収猶予を受けている土地の所有者等が、同日から平成15年3月31日までの期間(当該期間内に当該徴収猶予の期間の末日がある場合にはその末日までの期間)内に当該徴収猶予の理由の変更の申出をした場合において、その変更により、当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させ又は特例譲渡をする予定であつて、一定期間内に当該所有者等による非課税土地等に係る事業が完成した場合には、当該土地の所有者等に係る納税義務を免除することとすること。(附則第31条の3の3関係)

2 次に掲げる非課税措置を廃止すること。(第586条関係)

(一) 新産業都市建設促進法の規定により指定された新産業都市の区域及び工業整備特別地域整備促進法に規定する工業整備特別地域において新增設された工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置

(二) 産炭地域振興臨時措置法に規定する産炭地域において新增設された一定の工場用の建物等の敷地の用に供する土地に係る非課税措置

(三) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供する家屋の敷地の用に供する土地に係る非課税措置

3 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に基づき取得する地区防災施設の用に供する土地又は特定建築物地区整備計画の区域内の建築物の用に

供する土地の取得に対して課する特別土地保有税の非課税措置を廃止し、その土地の取得に対して課する特別土地保有税額の3分の2の額を減額すること。（附則第31条の2、附則第31条の3関係）

4 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に規定する一定の事業の用に供する土地に係る非課税措置について、対象から承認高度化等計画に従って実施される特定基盤的技術高度化等事業の用に供する土地を除外すること。（第586条関係）

5 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の土地に係る非課税措置について、対象から事業提携に係る事業の用に供する土地を除外すること。（第586条関係）

6 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備推進機構が一定の業務の用に供する土地に係る税額の軽減措置について、軽減額を税額の3分の1（現行3分の2）としたうえ、土地に対して課する特別土地保有税についてはその適用期限を平成16年度まで延長し、土地の取得に対して課する特別土地保有税についてはその対象となる土地の取得期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第31条の3関係）

7 次に掲げる土地に係る土地の取得に対しては、非課税とすること。（附則第31条の2の2関係）

（一）農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の現物出資により設立される株式会社又は有限会社が当該現物出資により取得する土地

（二）一定の投資信託により取得する一定の土地

（三）一定の投資法人が取得する一定の土地

（四）農業協同組合連合会が農業協同組合からの信用事業の全部譲渡により取得する土地

（五）農林中央金庫が農業協同組合又は信用農業協同組合連合会からの信用事業の譲渡に伴い取得する土地

8 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

- (一) 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に基づき整備される特定民間施設に係る非課税措置について、その対象となる施設の整備の期限を平成15年3月31日まで延長すること。(附則第31条の2関係)
- (二) 民間都市開発推進機構が一定の業務の用に供する土地に係る軽減措置について、土地に対して課する特別土地保有税についてはその適用期限を平成15年度まで延長し、土地の取得に対して課する特別土地保有税についてはその対象となる土地の取得期限を平成14年3月31日まで延長すること。(附則第31条の3関係)
- (三) 三大都市圏の特定市において恒久的な建物、施設等の用に供する施設用地の免除制度の対象から一定の用に供する土地を除外する等の措置について、土地に対して課する特別土地保有税についてはその適用期限を平成23年度まで延長し、土地の取得に対して課する特別土地保有税についてはその対象となる土地の取得期限を平成23年3月31日まで延長すること。(附則第31条の4関係)
- (四) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設及び文化学術研究施設に係る非課税措置について、その対象となる施設の整備の期限を平成15年3月31日まで延長すること。(附則第39条関係)

八 自動車取得税

- 1 平成12年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止すること。(附則第32条関係)
- 2 一定の低燃費基準を満たす自動車に係る課税標準の特例措置について、対象を最新排出ガス規制値より25パーセント以上排出ガス性能の良い一定の低燃費基準を満たす自動車に限定したうえ、その適用期限を平成14年3月31日まで延長すること。(附則第32条関係)
- 3 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成15年3月31日まで延長すること。

(附則第32条関係)

- 4 自動車から排出される窒素酸化物に規定する特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の特定地域において、同法に定める特定自動車排出基準に適合しない一定の自動車を、特定自動車排出基準が適用される日前に完全廃車して、新たに特定自動車排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス基準に適合した自動車に買い換えた場合の税率の特例措置の適用期限を、平成13年9月30日まで延長すること。(附則第32条関係)
- 5 商法等に規定する分割により取得する自動車について、一定の要件の下で、非課税措置を講ずること。(第699条の4 関係)
- 6 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正に伴い、改正後の同法に規定する窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域において、改正後の同法に定める排出基準に適合しない一定の自動車を、当該排出基準が適用される日前に完全廃車して、新たに当該排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス基準に適合した自動車に買い換えた場合に、現行税率から、取得の時期に応じ、次に掲げる率を控除した率とする特例措置を講ずること。(附則第32条関係)

取 得 の 時 期	軽 減 率
政令で定める日から平成15年3月31日まで	100分の2.3
平成15年10月1日から平成17年3月31日まで	100分の1.9
平成17年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の1.5
平成19年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の1.2

- 7 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に規定する特定地域及び改正後の同法に規定する窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域の外において、改正後の同法に定める排出基準に相当する基準に適合しない一定の自動車を、一定の日前に完全廃車して、新たに最新の自動車排出ガス基準に適合した自動車に買い換え

た場合の当該自動車の取得に係る税率は、現行税率から、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に取得されるものにあつては100分の0.5を控除した率とすること。（附則第32条関係）

8 平成14年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、現行税率から、平成13年4月1日から平成14年9月30日までの間に取得されるものにあつては100分の1を、平成14年10月1日から平成15年2月28日までの間に取得されるものにあつては100分の0.1を、それぞれ控除した率とすること。（附則第32条関係）

9 自動車取得税の全国統一様式の導入に伴う規定の整備を行うこと。（第699条の11関係）

九 軽油引取税

1 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入について軽油引取税を課するものとし、申告納付期限を当該軽油の輸入の時までとすること。（第700条の4、第700条の14関係）

2 軽油を製造することを業とする元売業者の指定の要件を総務省令で定める基準に該当する者とすること。（第700条の6の2関係）

十 事業所税

1 産炭地域において地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて設置される事業所等において行う事業の用に供する施設に対する事業に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止すること。（附則第32条の8関係）

2 次のとおり非課税措置等を改めること。

（一）特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に規定する承認高度化等計画に従つて実施される事業の用に供する施設又は承認進出計画に係る特定分野への進出後の事業等の用に供する施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置を廃止し、当該施設に対する新增設に係る事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積から2分の1に相当する面積を控除する特例措置を2年間に限り講ずること。（附則第32条の4、第32条の9関係）

- (二) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する認定組合等が実施する研究開発等事業の用に供する施設に対する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の特例措置について、事業所床面積から3分の1(現行2分の1)に相当する面積を控除することとしたうえ、その適用期限を2年延長すること。(第32条の7関係)
 - (三) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する事業所税の課税標準の特例措置について、対象から事業提携に係る事業の用に供する施設を除外したうえ、その適用期限を2年延長すること。(附則第32条の8、第32条の9関係)
- 3 次に掲げる非課税措置等について、その適用期限を2年延長すること。
- (一) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に規定する製造協同組合等が設置する共同施設に対する事業に係る事業所税のうち資産割の非課税措置(附則第32条の3関係)
 - (二) 中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画(商店街整備等支援計画を除く。)に基づき設置する施設に対する事業に係る事業所税のうち資産割及び新增設に係る事業所税の非課税措置(附則第32条の3、第32条の4関係)
 - (三) 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律に規定する外客来訪促進計画に従って整備される特定施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置(附則第32条の4関係)
 - (四) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する登録廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設に対する事業に係る事業所税のうち資産割及び新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置(附則第32条の7、第32条の9関係)
 - (五) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する空港周辺整備計画に従って整備される施設に対する新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置(附則第32条の9関係)

- (六) 鉄軌道事業者が駅周辺に設置する一定の自転車駐車場に対する新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置（附則第32条の9関係）
- (七) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の特例措置（附則第39条関係）
- 4 総合保養地域整備法に規定する同意基本構想に従つて設置された特定民間施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の特例措置について、当該同意基本構想に係る変更同意の期限を2年延長すること。（附則第32条の4、第32条の7関係）
- 5 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において同意基本構想に従つて整備される中核的民間施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の特例措置について、当該同意基本構想に係る同意の期限を2年延長すること。（附則第32条の4、第32条の7関係）

十一 その他

一、二、三の3及び八の5の改正のほか、次に掲げる分割による企業組織再編成に係る措置を講ずること。

- 1 法人が分割（分社型分割を除く。）をした場合には、分割承継法人は、その分割法人の分割前に納税義務が成立した地方税について、その分割法人から承継した財産の価額を限度として、連帯納税の責任を負うこととすること。（第10条の3関係）
- 2 分割があつた場合における地方団体の徴収金に優先する質権等の基準となる法定納期限等を分割のあつた日とすること。（第14条の9関係）
- 3 分割法人が受けた地方税の裁決等に伴つて税額等が異動する分割承継法人の地方税等についての更正決定等を、その期間制限の特例の対象とすること。（第17条の6関係）
- 4 質問検査権について所要の整備を行うこと。（第72条の7等関係）

第二 地方税法の一部を改正する法律（平成7年法律第40号）に関する事項

贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が特定農業生産法人に対し特例農地等について使用貸借による権利の設定をした場合において納税猶予を継続する特例措置が適用される場合に不動産取得税の徴収猶予を継続する特例措置の適用期限を平成14年3月31日まで延長すること。（附則第4条関係）

第三 地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）に関する事項

株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、所得税において源泉分離課税を選択した場合の譲渡所得等を適用除外とする措置の適用期限を平成15年3月31日まで延長すること。（附則第3条、第7条関係）

第四 運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成12年法律第47号）に関する事項

造船業基盤整備事業協会の解散に伴い運輸施設整備事業団が承継する土地の取得に対して課する特別土地保有税を非課税とすること。（附則第3条関係）

第五 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記第一の一の1から3まで及び6、三の2の(四)、四の1から3、六の2の(一)及び並びに八の9の改正は平成14年4月1日から、第一の一の8の(一)、二の1から4まで並びに十一の4中第72条の7及び第72条の63関係の改正は平成13年3月31日から、第一の三の2の(二)及び(三)、五並びに六の3の(一)の改正は平成14年3月31日から、第一の三の7の改正は農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の10の改正は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の11及び12並びに七の7の(四)及び(五)の改正は農業協同組合法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の六の7の改正は都市緑地保全法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の六の9の改正は高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から、

第一の七の二の(二)の改正は平成13年11月13日から、第一の八の六の改正は政令で定める日から、第一の九の二の改正は石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律の施行の日から、その他の改正は平成13年4月1日から施行すること。

2 . 政令案要綱

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平13. 3.27 閣議決定]

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構が支払う保険金のうち利息等に相当する部分等に係る利子割を納入すべき道府県を、当該利息等の支払の事務等を行う営業所等の属する道府県とすること。（第7条の4の2関係）
- 2 生命保険料控除の対象とならない生命保険契約等に係る保険料又は掛金の範囲を定めること。（第7条の15、第48条の7関係）
- 3 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等のうち身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約について、当該契約に係る保険金の支払事由の細目を定めること。（第7条の15の4、第48条の7関係）
- 4 損害保険料控除の対象となる損害保険契約等のうち身体の傷害又は疾病により共済金が支払われる共済に係る契約について、当該契約に係る共済金の支払事由の細目を定めること。（第7条の15の6、第48条の7関係）
- 5 商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算について、商品先物取引による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失を当該商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額から控除できることとするほか、所要の細目を定めること。（附則第18条の3関係）
- 6 商法改正による会社分割の制度の創設に伴い、次のとおり分割・合併等の企業組織再編成に係る措置を講ずること。
 - (一) 法人税法に規定する適格合併に係る合併法人が前期確定税額方式により中間申告を行う場合には、その中間納付額の計算の基礎に、被合併法

人の各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度における法人税割額を加算すること。（第8条の6関係）

（二）法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、法人税法に規定する適格組織再編成により、外国の法人税等を課された被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該事業の全部又は一部の移転を受けた法人（以下「合併法人等」という。）の当該適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度において、当該合併法人等の当該事業年度開始の日前3年以内に終了した被合併法人等の各事業年度の道府県民税及び市町村民税の控除限度額又は外国の法人税等の額のうち、合併法人等が移転を受けた事業に係る部分の金額は、合併法人等に引き継がれるものとする。（第9条の7、第48条の13関係）

（三）法人税法に規定する適格組織再編成により公社債利子等の元本が移転した場合において、適格組織再編成に係る合併法人等が個別法によりその控除対象利子割額を計算するときは、その所有期間に被合併法人等の所有期間を含めるものとし、被合併法人等又は合併法人等が銘柄別簡便法によりその控除対象利子割額を計算するときは、公社債利子等の計算期間の開始時における所有元本数は、移転元本数等により調整した数とすること。（第9条の9関係）

二 事業税

商法改正による会社分割の制度の創設に伴い、法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を計算する場合には、事業税の課税標準である各事業年度の所得の計算上生じた繰越欠損金を法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額の計算上生じた繰越欠損金として、法人税法の規定の例によるものとする。（第21条関係）

三 不動産取得税

1 日本鉄道建設公団が業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象から職員の教育及び訓練の用に供する不動産を除外すること。

(第36条の3 関係)

- 2 都市基盤整備公団が業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象から陳列館の用に供する家屋を除外すること。(第37条の2の4 関係)
- 3 雇用・能力開発機構が業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象から炭鉱離職者の職業訓練用の宿舍の用に供する不動産を所要の経過措置を講じたうえで除外すること。(第37条の3 関係)
- 4 新エネルギー・産業技術総合開発機構が業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象から石炭鉱害賠償等臨時措置法に規定する業務の用に供する不動産を除外すること。(第37条の4の2 関係)
- 5 環境事業団が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象から国立・国定公園複合施設の設置等の業務の用に供する不動産を除外したうえで、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設、建築廃棄物処理施設及び大規模廃棄物焼却施設の設置等の業務並びに環境事業団がポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等の業務の用に供する不動産を追加すること。(第37条の5の2 関係)
- 6 商法等に規定する分割により取得する不動産に係る非課税措置について、その対象となる分割の細目を定めること。(第37条の14 関係)
- 7 法人が新たに法人を設立するために現物出資(現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。)を行う場合に取得する不動産に係る非課税措置について、その対象となる場合の細目を定めること。(第37条の14の2 関係)
- 8 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設に係る課税標準の特例措置について、その対象から農住組合が取得した施設を除外すること。(第38条 関係)
- 9 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫が新たに株式会社又は有限会社を設立するために現物出資を行う場合に取得する不動産に係る非課税措置について、その対象となる場合の細目を定めること。(附則

第6条の16関係)

- 10 農業者年金基金の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。(附則第6条の16関係)
- 11 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる特定目的会社の要件に資産流動化計画に特定不動産の価額の合計額の当該特定目的会社の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする旨の記載があることを追加し、その対象となる不動産の細目を定めること。(附則第7条関係)
- 12 民法第34条の法人が、非課税独立行政法人が使用の対価を時価より低く定めた土地の上に取得した当該非課税独立行政法人との共同研究の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、その者の細目を定めること。(附則第7条関係)
- 13 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置について、その対象となる者に損壊した家屋に係る営業を分割により承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人を追加すること。(附則第7条関係)
- 14 投資信託により取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる投資信託等の細目を定めること。(附則第7条関係)
- 15 投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例について、その対象となる投資法人等の細目を定めること。(附則第7条関係)
- 16 入会権者が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置について、その対象を18ヘクタール以上(現行16ヘクタール以上)の入会林野等を対象とした入会林野整備計画等の対象とされた土地とすること。(附則第9条の2関係)
- 17 生前一括贈与がされた農地等で贈与税の納税が猶予されたものについて、租税特別措置法第70条の4第15項の規定による一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る地上権等が消滅した場合及び貸付期限が延長された場合に都道府県知事に届けなければならないこととする等所要の措置を

講じること。（附則第10条関係）

四 自動車税

エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率が一定の基準に適合する一定の自動車で窒素酸化物の排出量が総務省令に定める許容限度を超えないものに係る税率の特例措置について、その基準を同法の規定により経済産業大臣及び国土交通大臣が定める製造事業者等の判断の基準となるべき事項において自動車の重量等の区分に応じて定められた基準となるエネルギー消費効率の数値以上とすること。（附則第10条の2関係）

五 固定資産税及び都市計画税

- 1 非課税独立行政法人が民法第34条の法人から無償で借り受けて一定の業務の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる非課税独立行政法人を独立行政法人海技大学校とすること等その細目を定めること。（第51条の16の3関係）
- 2 鉄道事業者等が特定の車庫の新增設をするために敷設した構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から工場構築物を除外すること。（第52条の10の4関係）
- 3 震災等の事由により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で被災年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる土地の所有者の範囲を被災年度に係る賦課期日における当該土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人その他の者とすること等その細目を定めること。（第52条の13関係）
- 4 石油以外のエネルギー資源の地域における有効利用の促進に資する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる

設備の1台又は1基の取得価額の要件を600万円（現行540万円）以上とすること。（附則第11条関係）

- 5 民法第34条の法人が、非課税独立行政法人が使用の対価を時価より低く定めた土地の上に取得した当該非課税独立行政法人との共同研究の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者を定めること。（附則第11条関係）
- 6 高度通信施設整備事業により電気通信事業者が新設した一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から一定の市外線路設備を除外するとともに、一定の無線設備を追加すること。（附則第11条関係）
- 7 高度通信施設整備事業により有線放送電話事業者が新設した電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産を一定の交換設備に附帯する設備とすること。（附則第11条関係）
- 8 信頼性向上施設整備事業により新設される電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産のうち土木設備に係る一定の規模その他の要件を廃止し、一定の土木設備とすること。（附則第11条関係）
- 9 電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施される高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設される高度有線テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産から送信用光伝送装置等を除外するとともに、デジタル送信用光伝送装置を追加すること。（附則第11条関係）
- 10 鉄道施設の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて行う既設の駅の改良工事で駅周辺の都市機能の増進に資するものにより取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者、改良工事及び資産の細目を定めること。（附則第11条関係）
- 11 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する特定優良賃貸住宅である貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる

貸家住宅の細目を定めること。（附則第12条関係）

12 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる貸家住宅の細目を定めること。（附則第12条関係）

13 阪神・淡路大震災による被災家屋の敷地の用に供されていた土地で住宅用地に係る特例措置を受けていた土地を住宅用地とみなして地方税法の規定を適用する特例措置並びに阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる者に当該土地又は当該損壊した家屋に係る営業を分割により承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人を追加すること。（附則第12条の2関係）

六 特別土地保有税

1 首都圏整備法に係る都市開発区域において新增設された工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる工業生産設備の取得価額の要件を8億円（現行7億円）超とし、対象となる区域の指定期限を3年延長すること。（第54条の13関係）

2 次に掲げる区域等において新增設された工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる工業生産設備の取得価額の要件を8億円（現行7億円）超とし、土地の取得期限をそれぞれ3年延長すること。（第54条の13関係）

一 近畿圏の都市開発区域

二 中部圏の都市開発区域

3 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域の重点整備地区又は業務核都市の業務施設集積地区において整備される中核的民間施設の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる減価償却資産の取得価額の要件を、一の構成施設について1億千万円（現行1億円）超とし、一の中核的民間施設について5億5千万円（現行5億円）超とし、対象となる基本構想の同意期限を2年延長するとともに、適用期間を当初

同意基本構想の公表後10年又は変更同意基本構想の公表後10年とすること。

(第54条の13の2関係)

- 4 新事業創出促進法に基づく高度技術産業集積地域の区域において新設された一定の設備に係る建物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象設備の取得価額の要件を1億千万円(現行1億円)以上とし、対象家屋の取得価額の要件を10億円(現行9億円)以上とするとともに、対象となる土地の取得期限を2年延長すること。(第54条の13の5関係)
- 5 山村振興法に規定する振興山村の区域内において同法に規定する認定法人が実施する一定の事業の用に供する土地又は当該認定法人により新增設された工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象設備の取得価額又は減価償却資産の取得価額の要件を2900万円(現行2700万円)超とし、対象となる土地の取得期限を2年延長すること。(第54条の13の8関係)
- 6 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域において新增設された工場用の建物の敷地の用に供する土地及び宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設の用に供する一定の家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる減価償却資産の取得価額の要件を2900万円(現行2700万円)超とし、対象となる土地の取得期限を2年延長すること。(第54条の13の12関係)
- 7 半島振興法に規定する半島振興対策実施地域において新增設された工場用の建物の敷地の用に供する土地及び集会施設又はスポーツ施設の用に供する一定の家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象設備の取得価額又は減価償却資産の取得価額の要件を2700万円(現行2500万円)超とし、対象となる土地の取得期限を2年延長すること。(第54条の13の17関係)
- 8 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律に規定する外客来訪促進計画に従って整備される特定施設の用に供

する土地に係る非課税措置について、その対象となる減価償却資産の取得価額の要件を2億5千万円（現行2億円）超とし、対象となる土地の取得期限を2年延長すること。（第54条の13の20関係）

- 9 電気自動車に充電するための設備等の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる土地の取得期限を2年延長すること。（第54条の15の2関係）
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物処理センターが業務の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる土地の取得期限を2年延長すること。（第54条の15の3関係）
- 11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき登録を受けた廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる土地の取得期限を2年延長すること。（第54条の15の4関係）
- 12 農業協同組合等が設置する農林水産業者の共同利用に供する施設の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる者から農住組合を除外すること。（第54条の18関係）
- 13 中小小売商業振興法に規定する商店街整備等支援計画に基づき設置された共同施設の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる共同施設の設置期限を2年延長すること。（第54条の20の4関係）
- 14 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する商工会等が実施する基盤施設事業等の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる共同施設の設置期限を2年延長すること。（第54条の20の5関係）
- 15 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に従って特定農産加工業者等が事業の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる施設の設置期限を2年延長すること。（第54条の23関係）
- 16 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に基づき整備される特定民間施設の用に供する土地に係る非

課税措置について、その対象となる施設の取得価額の要件を14億円（現行12億円）以上とすること。（附則第15条の3関係）

- 17 徴収猶予を受けている土地の所有者等が、用途変更の申出をした場合における徴収猶予及び免除制度について、その申出、認定又は申請等の細目を定めること。（附則第16条の2の2、第16条の2の3関係）

七 自動車取得税

- 1 商法等に規定する分割により取得する自動車に係る非課税措置について、その適用要件を不動産取得税の非課税措置の要件と同様のものとする。（第55条の4関係）

- 2 法人が新たに法人を設立するために現物出資（現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。）を行う場合に取得する自動車に係る非課税措置について、その対象となる場合を不動産取得税の非課税措置の場合と同様のものとする。（第55条の4関係）

- 3 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の特定地域の外において、一定の自動車を、一定の日前に完全廃車して、新たに最新の自動車排出ガス基準に適合した自動車に買い換えた場合の税率の特例措置の対象となる自動車の範囲等を次のとおり定めること。（附則第16条の2の6関係）

- （一）平成10年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の排出ガス保安基準に適合する自動車を、自動車登録ファイルに次に掲げる排出ガス保安基準のいずれかに適合するものとして登録された自動車で総務省令で定めるものとする。

イ 平成10年自動車排出ガス規制

ロ 平成11年自動車排出ガス規制

ハ 平成12年自動車排出ガス規制

ニ 平成13年自動車排出ガス規制

- （二）昭和58年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガ

ス保安基準に適合する自動車その他の排出ガス保安基準に適合する自動車を、自動車登録ファイルに次に掲げる排出ガス保安基準のいずれかに適合するものとして登録された自動車で総務省令で定めるものとする。

- イ 昭和58年自動車排出ガス規制
- ロ 昭和63年自動車排出ガス規制
- ハ 平成元年自動車排出ガス規制
- ニ 平成2年自動車排出ガス規制
- ホ 平成5年自動車排出ガス規制
- ヘ 平成6年自動車排出ガス規制
- ト 平成9年自動車排出ガス規制
- チ 平成10年自動車排出ガス規制

(三) 自動車の種別ごとに、それぞれの自動車の車齢に応じて完全廃車の期限の細目を定めること。

4 平成14年自動車排出ガス規制に適合する自動車の取得に係る税率の特例措置の対象範囲を、自動車登録ファイルに同規制に適合するものとして登録された自動車で総務省令で定めること。(附則第16条の2の6関係)

八 軽油引取税

- 1 生コンクリート製造業を営む者(製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。)が事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに対する課税免除措置を講じること。(第56条の5関係)
- 2 ゴルフ場業を営む者がゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械又は芝生の育成管理用の土若しくは砂を散布する装置を備えた機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに対する課税免除措置を講じること。(第56条の5関係)

九 事業所税

- 1 事業所税の課税団体として、新たに、さいたま市を指定すること。（第56条の15関係）
- 2 資源の有効な利用のための施設に対する資産割及び新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置について、その対象から特定家庭用機器再商品化法に規定する製造業者等が再商品化の用に供する施設を除外したうえ、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者が再生利用の用に供する施設を追加すること。（第56条の53関係）
- 3 資源の有効な利用のための事業の用に供する施設に対する事業所税の課税標準の特例措置について、その対象に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から委託を受けて再生利用を業として行う者が再生利用の用に供する施設を追加すること。（第56条の53の2関係）

第二 国有資産等所在市町村交付金法施行令に関する事項

自衛隊飛行場又は米軍飛行場のうち空港の機能を果たすものにおいて国が整備し、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産に係る市町村交付金について、対象となる飛行場に百里飛行場を追加すること。（第1条関係）

第三 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記第一の一の2から4まで及び四は平成14年4月1日から、前記第一の一の6及び二は平成13年3月31日から、前記第一の三の3及び4は平成14年3月31日から、前記第一の三の5は環境事業団法の一部を改正する法律の施行の日から、前記第一の三の9は農業協同組合法等の一部を改正する法律の施行の日から、前記第一の三の10は農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行の日から、前記第一の五の12の改正は高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から、前記第一の八の1及び2は平成13年6月1日から、前記第一の九の1は平成13年5月1日から、前記第一の九の2及び3は食品

循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行の日から、その他の改正は平成13年4月1日から施行すること。

3 . 附帯決議

(1) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平13. 3. 2 衆議院総務委員会]

政府は、地方公共団体の財政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左の点についてその実現に努めるべきである。

- 一 地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じて地方公共団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小する観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、国と地方の税源配分の在り方を見直し、地方税源の充実確保を図ること。
- 二 法人事業税への外形標準課税の導入については、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保及び地方分権を支える安定的な地方税源の確保等の観点から、中小法人の取扱い、景気の動向や急激な税負担の変動等にも配慮しつつ、早期に実現を図ること。
- 三 源泉分離課税を選択した株式等譲渡益に対しては個人住民税が課税されていないことにかんがみ、課税の公平・適正化及び地方税源の確保の観点から、平成15年度以降においては、申告分離課税への一本化を図ることとする。
- 四 税制の簡素化、税負担の公正化を図るため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平13. 3.27 参議院総務委員会]

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一 地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じ、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、国と地方の税源配分の在り方を見直し、地方税源の充実確保を図ること。
- 二 源泉分離課税を選択した株式等譲渡益に対しては、個人住民税が課税されていないことにかんがみ、課税の公平・適正化及び地方税源の確保の観点から、平成15年度以降においては、申告分離課税への一本化を図ること。
- 三 税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

(三) その他

1. 法律案要綱

税理士法の一部を改正する法律案要綱

[平成13.3.9 閣議決定]

最近の税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度を確立するため、次により税理士法の一部を改正することとする。

一 税理士が裁判所において補佐人となる制度の創設

税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとする。
(第2条の2関係)

二 税理士試験

1 受験資格要件の緩和

(1) 一定の事務又は業務に一定期間従事したことにより認められる受験資格について、その従事期間を一律3年以上とすることとする。(第5条関係)

(2) 学校教育法の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、一定の学校において法律学又は経済学を修めたものについて、受験資格を認めることとする。(第5条関係)

2 試験科目の免除制度の見直し

(1) 学位取得等による試験科目の免除制度

税法に属する科目等又は会計学に属する科目等に関する研究により修士の学位を授与された者で、税法に属する科目のいずれか一科目又は会計学に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得たものは、その研究が当該科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、当該一科目以外の税法に属する科目又は会計学に属する科目について、試験を免除することとする。(第7

条関係)

大学等において税法に属する科目等又は会計学に属する科目等の教授、助教授又は講師の職にあった期間が通算して3年以上になる者及び当該科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、それぞれ税法に属する科目又は会計学に属する科目の試験を免除することとする。(第8条関係)

上記の国税審議会の認定を受けようとする者は、手数料を納付しなければならないこととする。(第9条関係)

(注)上記の改正は、平成14年4月1日以後に税法に属する科目等又は会計学に属する科目等の研究により博士又は修士の学位を取得するために大学院の課程に進学する者について適用することとする。(改正法附則第4項、第5項関係)

(2) 税務官公署職員の試験科目の免除に係る国税審議会の指定する研修について、その指定基準を財務省令で定めることとする。(第8条関係)

(3) 国税審議会は、上記? の認定又は上記? その他の試験科目の免除を決定した後、当該認定又は免除を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいてその認定又は免除を受けたことが判明したときは、その認定又は免除を取り消すことができることとする。(第10条関係)

三 登録

1 登録の取消し事由の追加

登録の取消し事由に、税理士の登録を受けた者が二年以上継続して所在が不明である場合を追加することとする。(第25条関係)

2 登録抹消の制限

日本税理士会連合会は、税理士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が終了するまでは、当該税理士の登録の抹消をすることができないこととする。(第47条の2関係)

四 計算事項、審査事項等を記載した書面添付に係る意見聴取制度の拡充

税務官公署の職員は、計算事項、審査事項等を記載した書面(以下「添付

書面」という。)の添付のある申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し税務代理の権限を有することを証する書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面の記載事項に関し意見を述べる機会を与えなければならないこととする。(第35条関係)

五 税理士法人制度の創設(第48条の2～第48条の21関係)

- 1 税理士は、以下に定めるところにより、税理士法人(税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人)を設立することができることとする。
- 2 税理士法人の社員は、税理士でなければならないこととする。
- 3 税理士法人は、税理士業務を行うほか、定款で定めるところにより税理士業務に付随する業務その他これに準ずる業務を行うことができることとする。
- 4 税理士法人は、設立の登記をすることによって成立するものとし、成立したときは、その旨を日本税理士会連合会に届け出なければならないこととする。
- 5 税理士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うこととする。
- 6 税理士法人の事務所には、その所在する地域の税理士会の会員である社員を常駐させなければならないこととする。
- 7 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のために税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となってはならないこととする。
- 8 税理士法人は、社員が一人になり、その後6月間その社員が二人以上にならなかった場合には、解散することとする。
- 9 合名会社に関する商法の規定(連帯無限責任、代表権等)等を準用することとする。
- 10 その他所要の措置を講ずることとする。

六 税理士会及び日本税理士会連合会

1 会則の絶対的記載事項

税理士会の会則に記載しなければならない事項に、会員の研修に関する規定及び会員の業務に関する紛議の調停に関する規定を追加するとともに、当該事項から税理士業務に対する報酬の最高限度額に関する規定を削除することとする。(第49条の2関係)

2 紛議の調停制度の創設

税理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができることとする。(第49条の10関係)

3 財務大臣による役員解任規定の廃止

財務大臣の監督権限のうち、税理士会又は日本税理士会連合会の役員解任規定を廃止することとする。(第49条の17関係)

4 日本税理士会連合会の財務内容等に関する書類の公開

日本税理士会連合会は、毎事業年度、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告するとともに、これらの書類その他一定のものを、一定の期間、一般の閲覧に供しなければならないこととする。(第49条の18関係)

七 その他

1 税理士は、補助者として他の税理士又は税理士法人の業務に従事することを妨げないこととする。(第2条関係)

2 弁護士法の改正によりその設立が可能となる弁護士法人に関し必要となる措置を講ずることとする。(第51条関係)

3 罰則について、罰金の引上げを行うほか、所要の改正を行うこととする。(第58条～第64条関係)

4 国税局長の許可を受けた公認会計士が、税理士の登録を受けることなく税理士業務を行うことができる特例を廃止することとする。なお、この法律の施行の際現にこの特例を受けている者については、平成17年3月31日まで引き続き税理士業務を行うことができることとする。(旧附則第37項～第44項、改正法附則第11項関係)

5 その他所要の規定の整備を行うこととする。

八 施行期日

この法律は、平成 14 年 4 月 1 日から施行することとする。(改正法附則第 1 項関係)

2. 税理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平成13.4.10 参議院財政・金融委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 経済社会情勢の変化等に対応して高度化・複雑化する税理士業務の実態にかんがみ、その資質の維持・向上のため、研修制度の一層の充実を図り、その受講率の向上に努めるとともに、懲戒処分を受けた税理士の安易な再登録を防止する観点から、処分の実効性を確保するよう努めること。
- 一 税務官公署職員の試験免除に係る指定研修については、一般試験との均衡に留意し、その指定、運営、実施、全般にわたって適正性・公正性を確保すること。
- 一 会員の業務に係る紛議についての税理士会の調停に関する規定が新設されることにかんがみ、紛争解決手段としての実効性を確保する観点から、税理士会の会則等調停に際して適用されるルールの明確化を図ること。
- 一 税理士業務に係る報酬の最高限度額に関する規定が撤廃されることに伴い、規制改革委員会の指摘を踏まえ、不適切な報酬設定が行われることのないよう特段の努力を払うこと。

右決議する。

(参考)

1 . 租税特別措置法の一部を改正する法律案要綱

[平成12 . 10 . 24 衆議院大蔵委員会]

- 1 個人のする政治活動に関する寄附に関する寄附金控除の特例又は所得税額の特例控除の期限を平成16年12月31日まで延長するものとする
こと。
- 2 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 3 その他所要の規定を置くものとする。

2 . 酒税法の一部を改正する法律案要綱

[平成12 . 11 . 10 衆議院大蔵委員会]

第1 改正の内容

- 1 酒類の販売業免許の取消事由に、酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合を追加するものとする。

(第14条関係)

- 2 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行するものとする。 (附則関係)

3 . 平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての
所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案要綱

[平成13. 2. 8 衆議院財務金融委員会]

平成12年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税制上次の軽減措置を講ずるものとする。

- 1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
- 2 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

4 . 平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての
所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令案要綱

[平成13. 2.16 閣議決定]

1 平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、農業生産法人が圧縮記帳の特例の適用を受ける場合の手続きの細目として、次につき規定を設けることとする。

- (1) 圧縮記帳の経理の方法（第1条関係）
- (2) 水田農業経営確立助成補助金等の交付を受けた日の属する事業年度内に固定資産の取得又は改良をしなかった場合の特別勘定の設定及びその処理の方法（第2条関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとする。

二 税制改正関係法律案等の審議経過

(一)〔第151回国会(通常国会)〕

会期：13.1.31～13.6.29

法案名等	(参考) 自 民 党				内 閣		国 会 提 出	衆 議 院					参 議 院					公 月 日	番 号			
	財政・ 金融 部会	政 審	総 務 会	国 対	次 官 会 議	閣 議		趣 旨 説 明	委 員 会				本 会 議 可 決	趣 旨 説 明	委 員 会					本 会 議 可 決		
									付託	提案 理由	審 査 月 日	可決			付託	提案 理由	審 査 月 日				可決	
法人税法等の一部を改正する法律案	1/31	2/1	2/2	2/6	2/5	2/6	2/6	2/16	1 2/16	2/27	2/27,28,3/1,2	附帯 3/2	3/2	3/9	2 3/9	3/22	3/27	附帯 3/27	3/28	3/30	6	
租税特別措置法等の一部を改正する法律案	1/31	2/1	2/2	2/6	2/5	2/6	2/6	2/16	1 2/16	2/27	2/27,28,3/1,2	附帯 3/2	3/2	3/9	2 3/9	3/22	3/27	附帯 3/27	3/28	3/30	7	
地方税法等の一部を改正する法律案	総務 2/6	2/6	2/6	2/13	2/9	2/13	2/13	2/22	総務 2/22	2/22	2/27,3/1	附帯 3/2	3/2	3/16	総務 3/16	3/22	3/27	附帯 3/27	3/28	3/30	8	
税理士法の一部を改正する法律案	2/28	3/1	3/2	3/9	3/8	3/9	3/9	4/12						-	2 4/2	4/3	4/5,10	附帯 4/10	4/11			
平成13年度税制改正の大綱						(提出) 12年 12/20																
平成13年度税制改正の要綱					1/15	1/16																
参 考	平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	1/26	1/30	1/30	1/31	2/8	2/8	2/8	-	起草 2/8	-	2/8	2/9	-	2/9	-		2/13	2/14	2/20	1	
	平成13年度予算案	-	-	-	-	12/24	1/31	1/31	1/31	財政演説	2/7	(基本的)2/8,9 (集中)2/13,15 (一般)2/14,16,19 20,22,23,26,28, 3/1 (公聴会)2/27,28 (分科会)3/1,2 (締め括り)3/2	3/2	3/2	1/31	財政演説	3/2	2/23	(基本的)3/6,7 (一般)3/8,9,12,19 21,23 (公聴会)3/15 (集中)3/16 (委嘱)3/22,23 (締め括り)3/23,26	3/26	3/26	成立

(二)〔第150回国会(臨時国会)〕

会期：12.9.21～12.12.1

法案名等	区分				(参考)自民党		内閣		国会提出	衆議院					参議院					公月日		
	部会	政審	総務会	国対	次官会議	閣議	趣旨説明	委員会				本会議可決	趣旨説明	委員会				本会議可決				
								付託		提案理由	審査月日			可決	付託	提案理由	審査月日		可決			
参 考	租税特別措置法の一部を改正する法律案	1 9/21	9/26	9/26	9/29	(内閣意見) 10/2 10/3		10/24	-	起草 10/24	-		10/24	10/24	-	10/30	-		10/31	11/1	11/8	1
	酒税法の一部を改正する法律案	2 9/28	9/28	9/29	10/2	-	-	11/10	-	起草 11/10	-		11/10	11/10	-	11/22	-	11/27	11/27	11/27	12/1	1

- 1 政治改革本部・財政部会合同部会
- 2 地方行政部会・財政部会・酒問題小委員会合同会議